

論文

車塚古墳・大日古墳（山口県防府市）をめぐる諸問題
—大内家による二次利用を中心として—

渡 辺 滋

はじめに

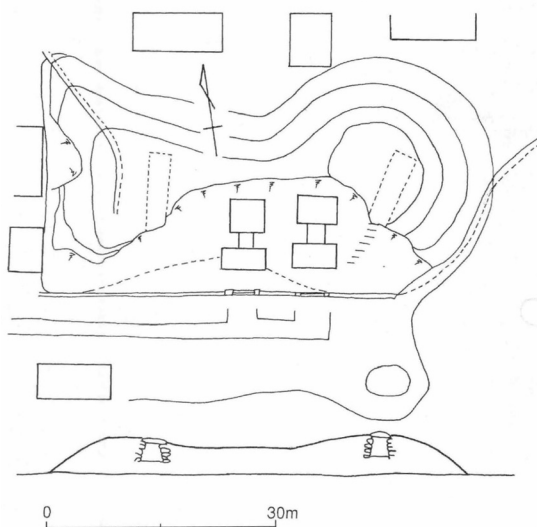
古墳時代、のちの周防国に相当するエリアには、いくつかの勢力が割拠していた。このうち最大のものが、東部の周防国造（周防氏）を中心に柳井茶臼山古墳（四世紀末、全長九〇メートル、前方後円墳）・白鳥古墳（五世紀前、全長一二〇メートル、前方後円墳）など一大古墳群を形成した勢力である。これに対し西部では、後期・終末期にかけて、国府が置かれる防府平野の諸勢力（令制下に佐波氏・玉祖氏と呼ばれる集団）が車塚古墳（六世紀中、全長六〇メートル弱、前方後円墳）や大日古墳（七世紀後、円墳か）などを中心とする複数の古墳群を形成した^①。このほか徳山平野の勢力（都怒氏）・山口盆地の勢力（土師氏ほか）も、前方後円墳を含むいくつかの大型古墳を造成しているが、古墳群の規模から推測するに上記二勢力の下風に立っていた可能性が高い。本稿では、このうちの防府平野に現存する主要な古墳（車塚古墳・大日古墳）を対象として、その後世における利用のされ方について見ていきたい。

第一章 車塚古墳

第一節 車塚古墳とは

車塚古墳（山口県防府市）は、六世紀代に築造された前方後円墳である。近年、墳丘の敷力所に試掘の手が入るなど、少しずつ築造当時の実態も明らかになってきている。ただし、先行研究でこの古墳が注目されているのは、おもに中世後期における二次利用についてである。当時、周辺諸国に勢力を広げつつあった大内家（多々良氏の一流）が祖先神話を創出する過程で、車塚古墳を利用する戦略を採ったことから、その実態に関する検討が行われてきた。本稿では、先行研究の成果を前提として、検討が不十分な範囲を中心に分析を進めていきたい。

まず、車塚古墳の性格について。この古墳をめぐるのは、近年まで発掘調査が行われていないまま、現状観察を中心とした分析が進められてきた（梅原一九二二・桑原一九八二・同一一九九六・杉原二〇〇〇）。その段階で明らかにされたのは、海岸線から至近の微高地に存在するという地理的な特徴や、前方部・後円部のそれぞれに横穴式石室があり、構造から六世紀代に築造された可能性が高いという諸情報である。このうち地理的な特徴に関しては、近年のGISを利用した分析でも、この古墳が海浜型前方後円墳で、三田尻湾東南側の向島と竜ヶ崎の間から外海に向けて可視領域が伸びる位置に造成されている点から、海上交通路へのアピールを主要な目的としていた可能性が指摘されている（倉田二〇二二）。また試掘の成果によると、当初の墳丘の規模は全長六〇m以上だった可能性が高いことや、墳丘の造成に際しては前方部を構築したのち後円部を前方部と異なる土塊状の単位で盛土し構築している可能性が高いこと、また二つの石室^②は構造の違いを有するが、時期差によるものではなく築造時期は六世紀後葉〜末葉の築造と推定



車塚古墳（『山口県史 資料編 考古2』）

されることが想定されている（平井二〇二〇・同二〇二二）。

ところで、車塚古墳の石室構造が讃岐国刈田郡の古墳と親近性を持つという指摘（山崎二〇〇三・平井二〇一九）は、この古墳の被葬者を考える際に重要な情報である。この古墳は、早い段階で石室が開口しており、めぼしい遺物も見つかっておらず、そのため造営主体は定かでない。しかし、構造上の類似が指摘される地域に、のちの律令制下にこの古墳の周辺に設置された佐波郡の郡名氏族である佐波氏の同族が居住している現象は、単なる偶然ではあるまい。この古墳は、佐波氏の先祖の墳墓と考えるのが自然であろう。七世紀末（もしくは八世紀初頭）に中央政府の主導で周防国府が置かれる地点に、それに先だって前方後円墳を築造する主体としては、地域の郡名氏族こそがふさわしい存在である⁽³⁾。

第二節 「車塚」という名称

現在、この古墳は「車塚」と称されているが、いうまでもなく、これは当初の呼称ではない。前近代における前方後円墳の名称としては、二子・銚子・瓢箪・車・茶臼などの呼称に、「山」「塚」などの接尾辞を付加するパターンが一般的だが、そもそもこの種の名称はいつ頃まで遡るのだろうか。

たとえば『俊頼髄脳』は、初期の連歌を紹介するなかで、大江公資（一一世紀前半）の「おほつかな 誰かなしけむ ふたご塚」という作品を挙げている。「はつきりしないことだ。一体だれが考えて、このよう二ならびの塚—双子塚—を造ったのであろうか」（日本古典文学全集五〇『歌論集』）という現代語訳によれば、「塚」を人工物と理解していることは分かるが、墓と認知しているかまでは断定できない。ただし直後の時期における「二子墓」（『殿暦』康熙五年（一一〇三）七月二十四日条）・「二子陵」（『台記』久安六年（一一五〇）九月二六日条）などの記事からは、この二子の丘を「墓」・「陵」と認識していることが確認できる（宇治市教育委員会 一九九二・恵谷二〇二二）。このように、近世後期に前方後円墳という学術用語が生み出される以前から古墳を指し示す用語は存在しており、少なくとも都の周辺では、ある程度の範囲で共有される状況が現出していた。

本稿で採り上げる「車塚」をめぐっても、近世以降の利用例を中心に検討

成果が提示されている。このうち「車塚」と称した理由については、形状による呼称と伝承による呼称の二類型が併存している。たとえば雲部車塚古墳（丹波国多紀郡）の場合、『篠山領地志』（一六八七年）によると、貴人が謫居した場所を「車山」、周辺の小山を「牛山」、さらにその後にある二つの塚を「車塚」と呼び、後三者が合わさって牛車のイメージを構成していた（池田二〇一〇）。

これに類するパターンとして、貴人の墓の近辺に車塚（陪塚）が存在する場合もある。『雍州府志』（一七世紀後半）に見える「車塚」はいずれも「天子」「主上」陵の脇にある小塚と位置づけられている⁽⁴⁾。

『雍州府志』卷十 葛野郡

車塚 在（仁和寺）同寺楼門西南。土人謂「車僧塚」。然車僧塚、在「仁和寺西南太秦市川村海生寺」。案天子陵前、必納「所御之車」。是謂「車塚」。是亦一代主上之車塚也。依「車字」誤称「車僧塚」者乎惜哉。然不詳「其实」。

『雍州府志』卷十 乙訓郡

大塚・小塚 在「今里東田間」。今見之、大塚則主上之陵、而小塚則車塚也。今不詳「其实」痛哉。

以上のような、近世社会に存在した断片的な認識を拾い集め、そこから前方後円墳という学術用語を生み出したのが、蒲生君平『山陵志』（一八〇八年）である。

其為「制也、必象「宮車」、而使「前方後円」。…及至「後世」、民睹之、而莫「能識」焉。猶号曰「車塚」、蓋亦以是也。

現代語訳…日本における山陵の最初の制度は、必ず天皇の御車を象った「前方後円」形とし、…これは、後世の人々が見ても、何を象ったものであるかわからない。しかし、よく車塚と呼ばれているというのは、宮車を象って造られたことを意味しているのであろう。（阿部二〇二三）

大まかに言えば、蒲生君平は、自分が調査した前方後円墳・前方後方墳の形状と、中国の宮車に関する知識をあわせて、車の動く方向によって前後を想定したのがこの用語である（森一九八二）。これ以降、「円い部分とのつなぎ目の所の両側に小さな円い丘がつく。車の両輪に似ているので、車塚という」（チェンバレン一九三九）のように、『山陵志』の見解を継承する理解が一般化して

いく。

ここで注意すべきは、そもそも『山陵志』の理解は、近世社会における「車塚」像を正確に反映していない点である。実は、先に紹介した「車塚」をめぐる近世の諸言説の多くは、とくに前方後円墳に限定してこの呼称を用いていたわけではなく、円墳や方墳がそう呼ばれている事例も多数含まれている（丸川一九九四）。たしかに実例を見る限り、平野部の古墳という共通点こそあるが、必ずしも前方後円墳とは限らないように、畿外の場合でも岡山古墳群（兵庫県加古川市）の東車塚古墳・西車塚古墳などは円墳である。「車塚」という呼称が、いづどのような背景から発生したのかは不明だが、すくなくとも近世後期の段階においては、古墳全般を指す表現として利用されており、前方後円墳に限定するような実態は存在していなかった。

そうした実態は、別の側面からも確認できる。「車塚」という呼称をめぐっては、対象となる墳丘・塚の形態とは無関係に、それをめぐる伝承の内容に由来している事例が目立つのである。たとえば各地に伝わる「車塚」関連の伝承は、いづれも貴人が死亡した、何らかの目的を完了したなどの理由から、その地点までの移動に用いた車を埋めた場所を「車塚」と称したという筋である。具体的に、先行研究では京都府南桑田郡（神武天皇）・三重県飯南郡（倭姫命）・愛知県碧南郡（東山親王）・京都府船井郡（後鳥羽院）・和歌山県東牟婁郡（小栗判官妻の照天姫）などの事例が紹介されている（関一九五〇）。『大日本地名辞書』の関連項目を総覧しても、地名由来伝承が記載されている事例では、いづれも某人の車云々というストーリーが紹介されており、墳丘の形状との関連性は注目されていない。

以上のように確認したうえで、事例をもう少し遡ってみよう。次に紹介するのは、「車塚」の初期の用例の一つである。一五世紀後半～一六世紀前半にかけての時期、東寺文書のなかに複数の「車塚」という表現が見える^⑤。場所は、葉室家領や東寺領など複数の領主の荘園が混在する桂西庄（京都市西京区）の一部で、山城国紀伊郡内の地名と考えられる。

〔文明十六年（一一四八）六月十四日 葉室家田地避状案〕（東寺百合文書）
桂西庄之内車塚式段大之事、任「御当知行之旨」、向後不_レ可_レ成「其綺」之由候也。仍執達如_レ件。

〔文明十六年〕六月十四日 〈横田弥三郎〉元重〔判〕

東寺雑掌

〔文明十六年（一一四八）六月十四日 葉室家田地避状案 附属文書〕（東寺百合文書）

「就_二車塚事_一、自_二葉室家_一致出一行案文也。於_二正文者_一西院_二納_レ之_一」（端裏）
女御田内桂西庄之内車塚式段大之事

自_二葉室家_一毎度依_レ有_二無_レ謂違礼_一。為_レ令_レ停_二止向後之綺_一和_二彼方_一申_二成一行_一、納_二西院文庫_一者也。

文明十六年（甲辰）六月十四日 〈当奉行〉俊忠^{増長}

これらの史料には、桂西庄内の「車塚」に所在する田地に関して、葉室家と東寺の間に争いが生じた件をめぐり、葉室家側が矛を収める形で避状（権利放棄の念書）を届けてきたことや、それを東寺が西院文庫（御影堂内陣の経蔵）に収めたことなどが記されている。

紛争地「車塚式段大」は、どこにあったのか。遺存地名から類推すると、山田車塚（紀伊郡、京都市西京区山田車塚町）という古墳の存在が注目される。この古墳は現存しないが、直径二五m程度の円墳だったと推定されている（丸川一九九四）。おそらくこの古墳の周辺に、「車塚」という地字が存在していたのだろう。

各種の発掘調査報告書などを見る限り、「車塚」という地名は東北地方を除いて全国に広く分布する。ただし、その分布は、近畿地方に著しく偏重する傾向がある。たとえば『日本歴史地名大系』（平凡社）に一七件みえる「車塚」の分布は、栃木・愛知・三重・京都・大阪・兵庫・岡山・山口という内訳になっている。こうした分布状況を見る限り、この地名は京都周辺で発生した可能性が高い。とすると、先に挙げた東寺領桂西庄の「車塚」などは、発生源に極めて近い場所を利用していた事例と位置づけることもできよう。たしかに「車塚」という地名が各地で同時並行的に発生したと考えるよりは、車の利用^⑥が盛んだった畿内地域で発生し、各地に広まったと考える方が自然である。

もう一つ、「車塚」と称される古墳が、その少なからぬ事例で、複数の呼称を併用している現象も注目される。たとえば茨城県の事例だが、磯浜古墳群の

車塚古墳（東茨城郡大洗町磯浜町、円墳）については徳利家・琵琶塚など複数の呼称が併存していたし、『大日本地名辞書』巻六・一七八頁、吉田古墳群（水戸市元吉田町）の車塚（すでに消滅か）についても、十日塚・狐塚などの呼称が併存していた（田口一九六七）。

こうした複数の呼称が、どのような基準で使い分けられていたのかを考える際、参考になるのが、徳川光圀による発掘（元禄五年（一六九二）で有名な侍塚古墳（栃木県大田原市）の事例である。その関連史料の分析によれば、「川下二車塚有。是ヲ上侍塚と世言ニ申伝也」（『湯津上村車塚御修理』）というように、一つの古墳をめぐる呼称を使い分けている。つまり地元での呼称が「侍塚」で、調査主体による呼称が「車塚」ということになる。更にいえば、単なる固有名詞ではなく、古墳に対する学術的な呼称として「車塚」が用いられているのである（斉藤一九八六・真保二〇〇八）。こうしてみると、今日ほど厳密な意味ではないが、「車塚」という用語は、『山陵志』登場以前の近世社会で、古墳を示す学術用語に近い機能を果たす場合もあったようである。

ただし前近代の古墳に付された諸地名（三子、銚子・瓢箪、茶臼・山・塚）は、いずれも墳丘の形態を形容した呼称となっており、「車塚」の場合も当初は古墳の形状をたとえた表現だったと考えるのが自然である。大まかに言って、まずは名称のみが普及し、のちに古墳そのものを指し示す一般名詞として用いられるようになったという過程が想定されようか。さらにいえば、車塚という地名をめぐる、類似の伝承（不用になった車を埋めた／車を乗り捨てた）が各地に伝わる現象からすると、この呼称が中・近世に地方へ伝わる以前の段階で、伝承の大筋そのものは形成されており、受容した諸地域においてローカルな地名・伝承の大筋に合わせた独自のストーリーが生み出されたと考えるべきだろう。

本稿の検討対象である車塚古墳（山口県防府市）に話を戻そう。先に一五世紀後半の東寺文書のなかに「車塚」という地名を記した文書が多数含まれており、この地名は山田車塚古墳という当時実在した円墳の呼称を転用したものであった可能性を指摘した。ただし年代の明らかな「車塚」の用例は、車塚古墳（山口県防府市）について言及した「応永二十三年（一四一六）十一月十日大内氏奉行人連署奉書案」が初見である^⑦。周防国佐波郡の車塚（一五世紀前半）という事例が、山城国紀伊郡の車塚（一五世紀後半）に影響を与えたとは考え

にくいので、より古い時期から畿内周辺でこの地名が利用され始めていて、その段階で既に「貴人の車」云々という伝承をまもっていた可能性を想定すべきことになろう。

第三節 大内家による車塚古墳の政治利用

さて、この車塚古墳を政治的に利用して、自らの権威を高めようとしたのが、中世の大内家（周防多々良氏の一流）である。同家が、応永年間の後半にかなりの熱意をもって、車塚古墳周辺の整備を進めた現象は、既に注目されている（須田二〇〇二・伊藤二〇〇八・同二〇一一）。年代順に、関連史料を掲げておこう。

（一）「応永二十三年（一四一六）十一月十日大内氏奉行人連署奉書案」（『山口県史料編 中世二 阿弥陀寺文書七二』）

符中車塚堀事、以^⑧佐波郡地国図田^⑨支配之処、阿弥陀寺領十八町七段大事、如^⑩寺家訴狀^⑪者、被^⑫停止地国諸役^⑬（云々）。然者、可^⑭被^⑮閣^⑯彼催促^⑰之由候也。仍執達如^⑱件。

応永廿三年十一月十日 重綱 在判

基定 同

宣顯 同

喜快 同

道珠 同

矢野肥前入道殿

土肥三郎左衛門入道殿

面々御中

（二）「応永二十五年（一四一八）正月二十二日大内氏奉行人連署奉書案」（同六四）

多々良宮堀事、去^①応永廿一年、以^②佐波郡図田^③可^④有^⑤支配^⑥之由、被^⑦成^⑧奉書^⑨了。仍^⑩図田式町二五尺宛支配^⑪（云々）。然者、国方分^⑫図田二百三十四丁七反大^⑬（除^⑭阿弥陀寺領并向島・下小野・引田定^⑮）之間、可^⑯為^⑰三百十七尋^⑱之処、先支配分百八尋^⑲（云々）。不足九尋事、急速令^⑳催^㉑促^㉒国領^㉓、今月中可^㉔被^㉕堀^㉖之。既^㉗可^㉘被^㉙殖^㉚松之処、依^㉛彼堀無^㉜沙汰^㉝□^㉞今延引。京都聞、不^㉟

可_レ然之。不_レ可_レ有_二油断_一之由候也。仍執達如_レ件。

〈応永廿五〉正月廿二日 重綱 在判

基定 同

土肥三郎左衛門入道殿 道珠 同

矢野肥前入道殿

(3)「応永二十七年(一二四〇)十二月十一日大内氏奉行人連署奉書案」(同六二)

多々良御社堀事、去_レ応永廿三年雖_レ令_レ支_二配所々_一、猶以有_二堀残_一(云々)。然者、彼分有_レ支_二配佐波郡郷々_一(除_二阿弥陀寺領_一)、来_二正月中_一、悉可_レ被_二堀調_一之。於_レ無_レ沙汰在所者、就_二注進_一可_レ有_二殊御沙汰_一之由候也。仍執達如_レ件。

応永廿七年十二月十一日

重綱 在判

基定 同

重光 同

喜快 同

永選 在判

矢野肥前入道殿

土肥三郎左衛門入道殿

まず奉行人奉書(奉者の人名比定は、川下二〇〇七を参照)の宛所に記された「土肥三郎左衛門入道」・「矢野肥前入道」については、現地の「地頭代」とする見解もあるが(三坂 一九三三)、宛先に彼らの名前のほか「面々御中」と書き添えた事例(1)が含まれることも念頭に置くと、何らかの組織の構成メンバー(おそらく国衙候人)のなかでの工事担当者として理解した方がよからう。

その内容だが、各文書で言及される「堀」は、もともと車塚古墳に備わっていた周濠(8)(空堀)を整備・拡張する工事に関する記載と推定される。整備予定の堀の全長は一一七尋(≒五八五尺/一七七m程度)で、これを佐波郡のうち阿弥陀寺領・向島・下小野などの田地を除く計二三四町七反からの支出で実施するので、田二町あたり一尋≒五尺の堀の造成を負担する計算となる。車塚古墳の全長は六〇m程度と推定されるので、その外周の堀とすれば、およそ

一周分になるう。

もうひとつ、(2)では「松」の植樹が求められている。これは妙見信仰のなかで、松が神の依り代として重要な装置と位置づけられているからか、あるいは松の木を卒塔婆の代わりに植える風習と関連する可能性が想定される(渡辺滋二〇二五)。この植樹に関しては(3)段階で督促されていないことや、近世の紀要文のなかで「三田尻と宮市の間に、車塚と云ふがあり。廻り一丁、高さ三間計り。上に松山あり。妙見の宮あり」(野田泉光院『日本九峰修行日記』文化十一年(一一八四)正月十九日条)と記録されていることなどを踏まえても、早い段階で実現していたと推定される。

このほか近年の発掘によれば、前方部のトレンチから中世の軒丸瓦(巴紋)が発見され、これは大内家が創始した多々良宮との関連が想定されている(平井二〇二二)。巴紋の瓦当を持つ軒丸瓦は、大内氏館跡や阿弥陀寺からも多数出土している。ありふれた文様ではあるが、もし今後、同范関係が判明すれば、瓦の供給体制を追求することも可能となろう。ちなみに文献の記載上からすると、先の関連文書のなかで同一の堀をめぐって「符中車塚堀」(応永二十三年)・「多々良宮堀」(応永二五年)・「多々良御社堀」(応永二七年)という表現の変化が生じていることから、この時期に多々良宮が新設された(9)ことを想定するのは可能である。巴紋の軒丸瓦を並べた妙見社の社殿が、この頃、古墳の脇あたりに竣工していたのであろう。

ところで、この古墳をめぐっては、大内家奉行人からの度重なる指示(2)(3)にも拘わらず、工事が遅延し続けている実態も注目される。ここで、その背景について考えておきたい。先行研究では、「緩慢な進捗経過に奇異の感を抱かざるを得ない」ことについて、大内家側が「権力的な強制を避けようとした結果」とする(松岡一九八九)。結果的に見れば、そういう構図なのだろうが、私には、この緩慢な進捗状況が積極的なサボタージュのように感じられてならない。

そもそも室町期に多々良氏が政治利用の対象とした防府平野の古墳(車塚古墳・大日古墳など)は、いずれも本来は同氏と無関係の古墳だったと考えられる。自らをめぐる神話を創造する過程で、これら他者の先祖の墳墓を利用しようとする姿勢は、おそらく多くの現地勢力から好意的には受け止められなかった可能性が高い。大内家奉行人たちが応永二十三年(一一四一六)以降、数年に

わたって、周防国衛候人に対し、工事の進捗を督促し続けざるをえない背景も、そうした前提を踏まえれば、見えてくる。

この時期、車塚古墳の本来の築造主体だったと考えられる佐波氏は、いまだ国衙機構の一翼を担う形で存在し、完全には勢威を失っていないかった可能性が高い（渡辺滋二〇二二B）。そのような状況下においては、大内家が新たに作り出した神話とは異なる内容の伝承が地域社会のなかで（断片的にしろ）残存していた可能性が十分にある。そうした状況下で生じた工事の遅延は、大内家の姿勢に対する現地勢力の反発を示す現象と位置づけるべきではなからうか^⑩。在京の大内盛見に代わって工事を督促すべき立場にある奉行人たちが、数年にわたって強硬手段を執ろうとしなかったのも、背景をある程度把握していたからと考えるべきであろう。

それにも拘わらず、近世以降の防府地域の状況を見る限り、大内家側によって創造された新たな伝承が流布するようになっていく。地域の伝承が、これほど簡単に上書きされてしまう^⑪ことには不思議な印象も受けるが、この事例の場合、大内家の没落から毛利氏の入部までの間に、旧来の国衙周辺の諸勢力の多くも支配力を失ったこととの関係性を想定すべきだろう。

なお応永年間の施設の整備とともに、大内家の主張を裏付けるような縁起・由緒書の類も作られたと考えられるが、それ自体は現存しない。『防長寺社由来』（一八世紀）でも、「当社由来旧記等も無御座候」（同書 三田尻宰判 三田尻村 車塚妙見社）とされている。そのため、完成形態の琳聖太子伝承の全貌や、その中での車塚古墳の役割がどのような内容のものであったかについて、正確なところを知るすべはない。

この問題を考える際に参考になるのが、中世後期の成立と推定される『鹿苑院西国下向記』の記載である。ここには、康応元年（一二八九）の足利義満の西国下向に掛かる叙述のなかで、以下のような記載が見える。

この浦（※勝間浦）より十町はかりありて、松の一むらある所を車つかと申ならハせり。百済国済明王の第三の皇子琳聖太子、生身の観音大士を拝し給べきよし、祈念ありしに、告ありて日本へわたり給ふ。…琳聖太子崩御の後、車をおさめられし所とて、車塚といへり。…車塚の社頭をば、多々良の宮と号す。

この記載によると、車塚古墳は琳聖太子の車をおさめた所で、その脇に多々良宮と称する施設が建っているという最低限の情報が判明する。

近世に入ると、別の妙見社の縁起を引用するかたちで「車塚 岸津妙見社縁起に、昔琳聖太子遊行之時、御車止りて動かす。無扨捨玉ふを、村民埋め申候。塚を車塚と言。地名残りて、今時此所といふ事知る人無御座候事」（『防長風土注進案』三田尻宰判 三田尻村 名所・旧跡之事）と由緒を述べる史料も見える。ただし古墳に存在する二つの開口した石室の由来については、「岩屋二ツ／車塚妙見山に有り。穴の中に稲荷役行者を勧請し有之。昔人居の穴、亦ハ藏或は塚穴とも言。実否、不分明候」（同）とあるように、何のための穴か理解しておらず、これが古墳であるという明確な認識も存在していないようである。

近代においても、「車塚の名義。石窟二つ相並ぶ。車の両輪の如きを以て云ふと云ひ、又は大内家始祖琳聖の車を埋めたるに起る名なりとも云ふ（又桑山の陪塚ならんとの説あり）」（近藤清石『山口県風土誌』周防国佐波郡町誌 防府町墳墓）とあり、墳丘の由来については諸説が併記される状況だった。他地域における「車塚」説話の事例を参考にすれば、おそらく最初は伝承を伴わないままに「車塚」という名称のみが伝来したか、あるいは当初から『鹿苑院西国下向記』に見えるような車を埋めたという伝承が附随していたと考えられる。近世以降、古墳に関する最新の知見が共有されるようになった段階で、墳丘の形態と結びつけた新たな名称由来説が登場したのである。

なお想像をたくましくすれば、「琳聖太子遊行之時、御車止りて動かす」（『防長風土注進案』）というストーリーは、各種の天神縁起に見える安楽寺草創伝承（菅原道真の墓所設定）から影響を受けている可能性もある。当地は、松崎天神（防府天満宮）のお膝元でもあり、神の使いである牛が止まった場所というのは、それなりの意味があるという考え方があってもおかしくはない。いずれにせよ、数段階にわたって伝承は変容している可能性が高く、現状ではもはやその原形は追求すべくもない。

第四節 周防国における妙見信仰と琳聖太子

多々良氏の一流である大内家が周防国西部の吉敷郡に拠点を置くのに対し、

同族である鷺頭家は、鎌倉期には周防国東部の都濃郡に拠点を構えていた。その勢力圏内には、もともと国内の妙見信仰の要となっていた下松の妙見社を抱えるなど、当初はソフトパワーの面も含め大内家に伍する影響力を誇っていた⁽¹²⁾。大内家による車塚古墳整備の前史として、この点について概略を確認しておこう。

後述するように鷺頭家は一五世紀中頃に没落するので、その後の大内家の没落ともあわせて、関連史料がほとんど現存しない。そこで下松周辺に残る現地史料から、断片的な情報を拾い集めてみよう。たとえば『防長寺社由来』徳山領河内村に掲載される「鷺頭山妙見縁起」(『康保式年乙丑』八月朔日 金藤与一之進)に「敏達天皇御宇賢称戊戌之秋、鷺頭庄豊井浜ト申所ニ、虚空ヨリ大ナル星降下。松之梢仁宿り在シ。昼夜光ヲ放、世界仁赫々タリ。北辰松仁下り坐スニ依テ、下松ト申也」とあるところによれば、この地域に妙見神が現れた際、降臨の場所として選んだのが下松であったことを、地名起源説話として誇らしげに記述している⁽¹³⁾。

もちろん、こうした内容の伝承は大内家にとって都合のよいものではなかったはずである。それにもかかわらず、各所に引用される「多々良氏譜牒」と称される史料(原文は現存しないので性格は不明だが、内容からして大内家側の立場から書かれたもの)のなかですら、神が一旦は下松に降下したことを認めたくえで、後世になってそれを大内家の勢力圏内に勧請したという説明を行っている。たとえば各種の史料に引用される「多々良氏譜牒」(ここでは『防長寺社由来』徳山領河内村「妙見山古記」所引)では、多々良茂村が都濃郡鷺頭庄下松から妙見大菩薩を氷上山(興隆寺)に勧請したと説明されている。「氷上山由緒書」(『防長寺社由来』山口宰判御堀村興隆寺)・「文明十八年十月二七日氷上山興隆寺縁起」(同)も、そろって「大内五代孫茂村」・「琳聖太子五世孫茂村」という人物が、吉敷郡の氷上山に移転させたことを記述する。おそらく、下松降臨説はむげに否定できない程、周知の情報と化していたからであらう。

ただし、ここで勧請主体として名前の挙がる「茂村」は実在の人物ではなく、これらの説明からは、誰がいつ頃、下松の祭祀権を大内家の勢力圏内に吸収したかは何も分からない。この点を考える際、鷺頭氏が本拠地を離れて長門国で

活動を始める現象は一定の関係があるように思われるので、その経緯を確認しておきたい。同氏が長門国との関係も持つようになった時期については、関連史料の不足もあって明確でないが、一般には鷺頭弘忠が長門守護代に就任した、永享四年(一四三二)以降と推測されてきた(利岡一九八一)。しかし鎮南秀恕編『日本洞上連灯録』(一二二七年)には、応永年間に鷺頭弘忠が石屋真梁・智翁永宗らを招いて長門国大寧寺の住持としたことが記されており、「元文中日枝神社由来書」(近藤清石『山口県風土誌』長門国美祢郡共和村日吉神社所引)にも「一、応永十三乙酉の大内刑部少持世家臣わしのず肥前守弘忠この地を領し、石楠山に城をつく。依之堂社を今之薬王山にうつす」とある。いずれも断片的な史料ではあるが、永享四年以前から鷺頭氏が長門国と一定の関わりを形成していた可能性は想定してもよいのではなからうか。鷺頭氏と同国の関係を示す初期の史料が、いずれも応永の年号を掲げるのは必ずしも偶然ではあるまい。

そう考えた場合、応永二十三年(一四一六)～二十七年という時期に多々良宮(佐波郡)の整備が進められている現象は興味深い。鷺頭氏が本拠地である都濃郡を離れ、遠く長門国に活動の拠点を移そうとしている時期をとらえて、妙見信仰の拠点を都濃郡から佐波郡へと移転させようとしていることになるからである。最終的に大内家の本拠地の氷上山あるいは車塚の妙見社に統合されていくことになる妙見信仰ではあるが、一五世紀以前の段階では、鷺頭氏の下松や右田家の右田など、大内家の勢力圏外に信仰の拠点が散在する状況にあり、このうちの下松の分については応永年間に祭祀権の吸収を目論んだのが、いわゆる車塚妙見社の創始なのではあるまいか。先行研究では、下松の妙見社の神霊が、最終的に大内盆地の氷上山に勧請されたというストーリーのみに注目するが(金谷一九九二・平瀬二〇一四)、その途中過程として、防府の車塚を経由させた可能性についても考えてみるべきだろう。

文安五年(一四四八)に、長門国深川で鷺津弘忠・弘貞の親子は戦死し、多々良一門中での鷺津氏の没落は決定的となる(藤井二〇〇八・和田秀作二〇一三)。ただし、すでに一五世紀前半には大内・鷺津の両家間で様々な綱引きが行われており、水面下の抗争で双方ともかなりのストレスを溜め続けていた可能性は高い。

ところで、この周防国における妙見信仰の核となっていたのが、琳聖太子という人物である。この人物は百済国の王子とされ、各種の大内系図で「璋」（武王）の子とされている^{〔14〕}。

いうまでもなく実在の人物ではなく、この人物が象徴しているのは「妙見」つまり北辰・北斗七星・星宿であり、大内家をはじめとする多々良氏の諸流が琳聖太子を先祖と位置づけるのも、そのためである。

ところで星宿信仰についてだが、この種の信仰が原始時代の日本列島において行われていた痕跡はほぼ確認できない。奈良・平安期以降、大陸から天文道・陰陽道などを導入する過程で付随的に持ち込まれ、次第に列島全体へ広まっていたものと考えられている（松前一九七九・佐野一九九四）。とくに、ここで問題とする北斗信仰をめぐっては、奈良末期以降、渡来人を経由して民間で先行して受容された信仰が、貴族層へも伝播する形で広まったとされる（増尾一九八四・山下一九八八）。

多々良氏がこのような信仰を持つに至った経緯・時期は不明だが、氏族名として出身地（朝鮮半島南部の地名）を名乗り続けている点や（渡辺滋二〇二三B）、朝鮮半島では古代から星宿信仰が盛んだったことも踏まえると（鎌田一九八七）、彼らが星宿信仰を古代の日本列島に持ち込み、のちに妙見信仰という形にまで洗練させる過程で一定の役割を果たした可能性は念頭に置いておく必要がある。

現在の我々が目にする琳聖太子像は、星宿信仰の象徴だけでなく、百済からの渡来人としての側面、多々良氏の祖としての性格など複数の要素を併せ持っており、その分別は困難である。多々良氏が日本列島に渡来した段階で既に持っていた始祖伝説・信仰形態が、数百年を経て変容しつつ、地域の信仰や社会実態も取り込みながら、室町期までに「琳聖太子」という形態を構成したと考えざるべからう。先行研究でも、古代の周防・長門地域に、のちの琳聖太子に通じる伝承が存在していた可能性が想定されている（井上二〇〇六）。同じ山陽道で備前国の宇喜多氏が自らの先祖を百済王家とする言説を主張していることも（渡辺大門二〇一一）、なにがしかのヒントになるかもしれない。そもそも多々良氏をはじめ『新撰姓氏録』（九世紀初頭）に掲載される氏族のうち三割程度は、自ら渡来人の子孫であることを主張している。中世までに、様々な都

合によって由緒が変更された事例も少なくないが、前近代日本社会において渡来人の子孫を名乗ることは、それほど珍しいことではない。

ともあれ中世後期の社会における「琳聖太子」像の流布現象に、大内家の活動が大きな役割を果たしていた可能性は高いことは間違いない。代々の当主が在京して活動する過程でも、積極的に売り出していた可能性は高く、その成果の断片はたとえば『鹿苑院西国下向記』に見ることができ（^{〔15〕}）。このほか、中世日本社会への琳聖太子の流布をめぐるのは、『野馬台詩』の欄外注にみえる「臨照」が琳聖太子を指している可能性も指摘されている（小峯二〇〇五）。この種の大内家の文化活動には、一定の成果があったと考えるべきだろう。

第五節 大内家の滅亡後

このように整備されていた車塚古墳と妙見社だが、大内義長（一五四〇—一五五七）の死去以降、従来の管理体制は維持されなくなった可能性が高い。『慶長四年（一五九九）八月一三日周防国佐渡郡天満宮御社領在庁給打渡坪付』（『防府市史 史料編Ⅰ』中世編 文書五八）・『慶長五年四月七日周防国佐渡郡天満宮等覚坊打渡坪付写』（同 中世編 文書六九）などには「くるまつか」という地字の田地が存在しており、この頃までに妙見社の境内周辺は田地化していたと考えられる。ただし、古墳周辺に設置された宗教施設（あるいは宗教施設を敷設した古墳への信仰）そのものは、近世に入っても続いていく。



妙見神社

近世の車塚古墳には、大内期以来の妙見信仰だけでなく、稲荷信仰の拠点も増設されていた。これは、この古墳に二つの石室が存在する特長を生かした戦略である。既存の妙見信仰に頼るだけで生き抜くことが難しいと考えた妙見社の神主が、新たな生存戦略として未使用の石室を有効活用した結果と推測される。その際に導入されたのが、「塚」と親和性の高い稲荷信仰という新要素だった。

そもそも、日本では「塚」そのものが信仰・祭祀の対象として崇められる傾向があった（柳田 一九二・同 一九一八）。そうした傾向がとくに強く見えるのが、稲荷信仰に含まれる「お塚信仰」である（大場 一九六七・上田 一九七一など）。そうした背景から、中々近世には全国各地で古墳と稲荷信仰が結合した祭祀形態が発生している。稲荷山とか稲荷塚と称される古墳の大半は、古墳の墳丘と稲荷信仰が後世になって結合し、新たな聖地化した結果として生じた名称である（菅谷 二〇〇三）。防府の車塚の場合も、余っていた方の墳丘（石室）が有効活用されるかたちで、稲荷信仰の拠点が新設されたと考えられる。中世以降の防府は商工業の町として栄えたので、そうした人びとに強い需要があった稲荷信仰は好感を持って迎えられた可能性が高い。

近世の民話でも、車塚に住む弥三郎狐（『佐々並村史』一九五五年）とか、与五郎狐（『防府市史 旧続』、一九六〇年）といった存在が描かれており、揚げや豆腐を持ってお参りすると、何らかの御利益が期待できたようである。大正十年七月に当地を訪れた喜田貞吉は以下のように述べて、妙見信仰と稲荷信仰の盛衰が逆転している状況を物珍しげに記録している（喜



稲荷神社

田 一九二二）。

お稲荷様はその後円部の塚穴内に祀つてあるのだ。かなりはやっている神様だと見えて、例の通り鳥居がたくさん立ち並び、供物もいくつも上り、扉や帳の設備も整っているが、同じように並んだ塚穴でも、前方部の方にはただ小さい石仏（※琳聖太子像？）が一体、淋しく奥の方に立つてござるのみだ。隣同士でも栄枯盛衰は免かれぬ世の中である。

こうして、没落を免れた妙見社は、現在までつづいていくことになったのである。

第二章 大日古墳

第一節 大日古墳とは

大日古墳は、防府市高井の西目山の山裾（標高三〇m）に築造された古墳である。地形図を見る限り前方後円墳と判断する余地もあるが、石室形式や石棺構造から推定される築造時期（七世紀代）とのズレが解決できなくなる点で議論を生じている¹⁶。近年まで特定の呼称はなかったようで、近世には「塚穴」（『防長風土注進案』三田尻宰判 高井村）・「古墓」（『防長風土注進案』三田尻宰判 高井村）などと呼ばれている。近代以降も、「古塚」（近藤清石『山口県風土誌』周防国佐波郡村誌 右田村）・「俗伝琳聖太子の塚」（喜田 一九二二）・「三田尻附近の石室古墳」（梅原 一九二二など）と称されている。現状の名称は、一九四八年の国史跡への指定の際、当時の右田村大字高井字大日に所在したことから付けられたものと推定される。かつて同村にあった大日寺・大日五庵などと関連する地名と思われるが、過去に大日信仰などと関連していた訳ではない。

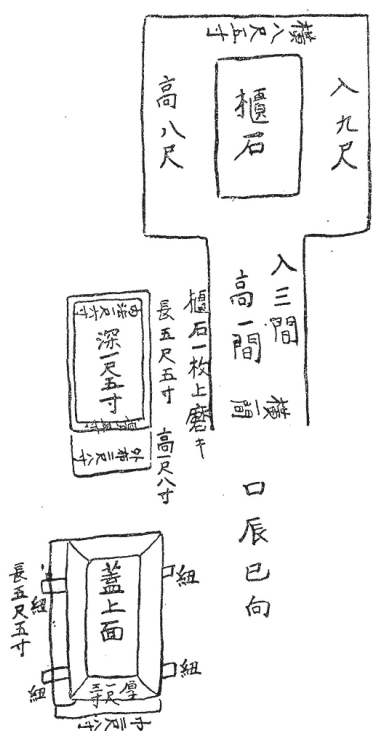
この古墳の特徴を確認しておく、まず石棺が竜山石という特殊な石で作られている点が注目されている。これは兵庫県の特定地域に産出する石で、石棺として加工される事例では、一般に畿内勢力と近い関係にある首長の墓を対象として、六世紀後半以降に提供される傾向が見いだせる（奥田 二〇〇七・石橋 二〇一三・和田晴吾 二〇二二）。大日古墳は、この石を用いた石棺の西限事例と考えられている。石棺の形式は家形石棺で、六箇所に縄掛突起がある。型式学的な分類によると、これは古墳終末期に典型的な型式と見なされる（石橋 二〇一三）。

石室の形態は、岩屋山古墳（奈良県高市郡明日香村）に典型的に見られる、いわゆる岩屋山式に分類されている。年代観をめぐっては論者によって相違もあるが、七世紀代のいずれかの時期に築造された古墳と理解される（白石一九六七・同二〇一七のまとめを参照）。石室築造に際して畿内勢力から技術指導が行われた可能性が高いことは、各種の詳細な分析からも指摘されており（大林二〇〇〇・同二〇〇四・田中晋作二〇二一）、現時点で定説といつてよい。

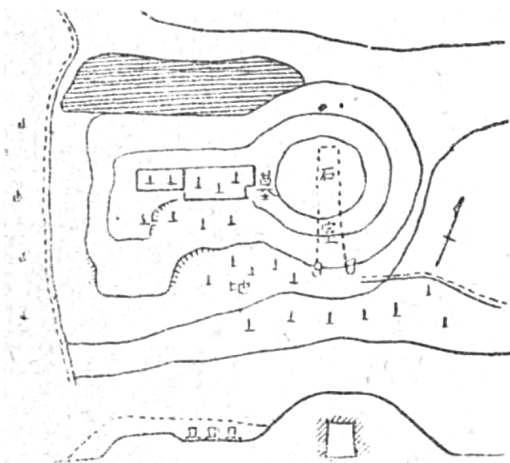
ただし、そうした技術供与論を超えて、この点から被葬者論まで展開しようとする姿勢は、危険である。大日古墳の被

一古墓之事

琳聖太子廟跡塚穴之圖 下西山麓



大日古墳石室
（『防長風土注進案』三田尻幸判 高井村）



大日古墳（梅原論文）

葬者をめぐっては、『日本書紀』推古天皇二年（六〇三）二月条の、来日皇子の殯のために中央から土師連猪手が周防の娑婆に派遣され、以後同氏の子孫が土師娑婆連と複姓を名乗ることになったという記事に注目し、彼の墓であるという想定が複数の研究者から提起されている¹⁷。しかし、論者の一人である桑原自身が認めるように、「短絡的」な印象は否めない。大日古墳と近隣の古墳との類似性を指摘する見解（山崎二〇〇三）は看過すべきでないし、周辺地域における同種の古墳を検討した関連研究が、いずれも被葬者を在来地域有力者とする前提で展開されている点を、どのように受け止めているのであろうか。

たとえば同じ山口県内の事例を検討した成果によれば、特定地域内の石室構造が畿内色の濃い構造に変化する時期は、下松市域における惣ヶ迫古墳（円墳、六世紀前半）と比べて、防府市域では大日古墳（円墳？、七世紀代）の時期まで降ることが指摘されている。ただし、この種の畿内的な要素の強い古墳の発生現象を、畿内の有力者が特定地域に下向した結果、ピンポイント的に発生した特異な現象としてではなく、この時期の地方社会全般で発生した現象のなかに位置づける視点から分析している（高橋克寿二〇二二）。

他地域における関連研究でも、たとえば香川県内の古墳に畿内色が色濃く出始めるのは七世紀代以降であり、同様の現象が「山口県防府市でもみられ、六世紀代首長墓の車塚古墳は九州型横穴式石室をもち、七世紀代には極めて畿内色の強い岩屋山古墳型切石造石室をもつ大日古墳となる点で共通する」ことに注目する見解（古瀬一九八八）など、枚挙にいとまが無い。

こうした関連研究の動向を踏まえても、不十分な論拠から被葬者の個人名まで特定する前に、検討すべき課題は多いように思われる。この種の新技術の導入に際して、単なる技術指導のみによってのみは実現せず、勢力の具体的な移動を伴う必要があるというのであれば、他地域からそうしたパターンが想定できる事例をいくつか検出したうえで立論すべきであろう。想定的是非はさておき、少なくとも現状では、想像の域を出ない仮説と言わざるをえない。

第二節 後世における墳丘の利用

この古墳をめぐっても、前章において車塚古墳をめぐって確認してきたような、後世の二次的な利用現象が確認される。たとえば近代の段階で墳丘上に墓

地が形成されていたことは、大正期の論文（喜田一九二二・梅原一九二二）などでも指摘されている。地元では「高井大日墓地」と称されていたようで（御園生一九五四）、「右田村大字高井字大日第三十九番ノ一墓地にも前方後円墳がある」（弘津一九二七）などという、主客転倒した説明すら発生している。

旧周防国内において古墳の墳丘に中世～近世墓が林立する風景はとくにめずらしいものではなく、たとえば五世紀中頃の円墳（直径三六m）とされる大塚一号墳（山口市）の場合、「北から南西にかけての一角は平坦に削られて墓地となり、中世の五輪塔や江戸時代から現代までの墓石が立ち並んでいる」（前田一九八四）。こうした状況が、既に近世の段階で現出していたことは、

「薬師堂の脇に墓石数多、尤野つら石、法名等無御座候一事」（『防長寺社由来』山口宰判矢田村妙鑑寺）などとあるところからも、明らかである。



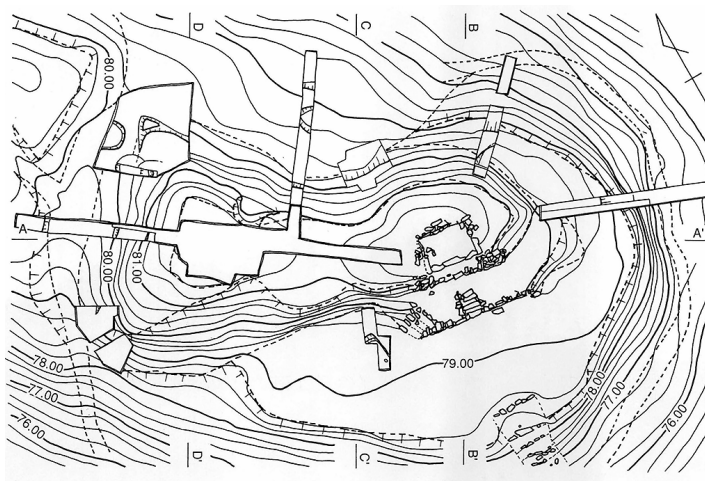
琳聖太子像（大日古墳）



大塚一号墳

かである（大塚一号墳の上に立っていた「薬師堂」については後述する）。このほか旧周防国内に限っても、天神山一号墳（山口市）・朝倉河内古墳（山口市）・鴻ノ峰古墳群（山口市）・水金古墳（柳井市）などで同様の現象が確認される¹⁸⁾。

実は、同様の現象は全国的に認められる。古墳の墓所としての再利用の方式については、石室の二次利用と墳丘の二次利用があるが、ここでとくに後者の現象について確認しておこう。たとえば兵庫県内における同種の現象を分析した成果によれば、中世墓のうち古墳に築かれた事例は全体の一割程度で、一一～一三世紀には石室利用の事例が、それ以降は墳丘利用の事例が増える傾向にある（藤本二〇〇九）。古墳を再利用している階層については、中世前期に比較的有力な階層による利用がはじまり、後期から近世にはより低い階層の人々の墓地として継承されていく（斉藤弘一九九九）。こうした傾向は、これまで見てきた旧周防国における現象の展開とも合致する。この種の現象（とくに地域の民衆によって墳丘が墓所として利用される現象）の背景については、由来が不明になった古墳でも、地域民衆にとって神聖な場（墓域）として意識されつづけていたためと理解されている（石尾二〇一六）。大日古墳をめぐるのは、もう一つ興味深い二次利用の現象が確認されている。石室を利用して、祠を設置する事例である。古墳の被葬者に関する情報が失われ、地域社会のなかで伝承されなくなっていた中世以降においても、そ



大内氷上古墳（『山口県史 資料編 考古1』）

の場所を聖域と認識する傾向自体は持続し、新たな信仰の拠点として再生する事例が少なくない（角南二〇一八A）。そうした観点から大日古墳を眺めてみると、たとえば大正年間の見聞録には、「（石棺の）上に琳聖太子の小石像を安置してある」（喜田一九二一）・「今（石棺の）ま上に小祠を置いてある。蓋し（琳聖）太子を祀つたものであらう」（梅原一九二二）などという記述が目を引く。この小祠は、現在もそのままの形で残っている。石像に刻まれた異国風の冠と朝服をまとった人物は¹⁹、「琳聖太子木像」（乗福寺）と構図・意匠などが極似している。石像の作成時期は不明だが、両者間には何らかの関連を想定すべき様に思われる。なお「石室の入口の東側に建てられた一基の石灯に文政十（一八二七）丁亥七月日の銘があり、その灯籠は此の墓に献ぜられたものと考えられるから、早くから地方人士の尊崇してゐたことも察せらるる」（梅原一九二二）とされる点を踏まえると、この祠は神社の社殿と同様の扱いを受けており、石像は御神像に相当するものとして、古墳の羨道は神社の参道に相当するものとして、それぞれ位置づけられていたと見てよい。

旧周防国内では天王森古墳（下松市・鋳物師大師塚古墳（防府市）・浄福寺古墳（山口市）・大内氷上古墳（山口市）などでも、同様の現象が確認できる。参考までに最後の事例を紹介しておく、この古墳は五世紀代の前方後円墳で、全長二八mと推定されている。墳丘のうちでも後円部の南側が大幅に削り取られ、埋葬施設も天井のすべてと羨道の大半を失い、玄室も南半分を大きく毀損している。祠は破壊した部分の石材を転用して造成されており、その中心には役行者とおぼしき石像が安置されて



石祠（大内氷上古墳）

いる（谷口一九八六・同二〇一二）。祠の設置時期は不明だが、近世には存在していたと考えるのが自然だろう²⁰。ここでは、大日古墳や車塚古墳の事例とは異なり、古墳の施設を一部破壊する方式で新施設を設置しているが、同種の事例は他にも報告されており（尾野二〇〇二）、かならずしも特異とはいえない。ただし今後、両方式の違いがどこに起因するかに関しては、具体例の蓄積から検討を深めていく必要性があろう。

また正規の社殿が墳丘の一部に併設される事例として、先に紹介した車塚古墳以外にも、白鳥古墳（熊毛郡平生町）の事例が存在する。同古墳は、五世紀前半の前方後円墳で、全長は一二〇mと西部瀬戸内海地域でも最大規模を誇る²¹。その後円部頂上に、遅くとも室町後期には白鳥神社の社殿が設置されているが、海岸沿いの高地ということもあって、強風による立て直しが少なくとも計五回は行われている。そのうちの寛延二年（一七四九年）の社殿造営に際しては後円部の中心部分が大きく削平され、その時に「石櫃」のなかから発見された各種の遺物は、現在社室として保管されている。複数回にわたる社殿の建て替えという事実も念頭に置くと、単に周辺民衆の信仰を集めていたというレベルではなく、おそらくは室町後期にこの地域を支配していた領主²²の意向も踏まえて設置された祭祀拠点と推測される。関連史料がほとんど現存しないので詳細は不明だが、あるいは大内家による車塚古墳の利用と、似たような効果を狙った施策だったのかもしれない。

神社の社殿ではないが、仏教の施設が建立された事例としては、先にも紹介した大塚一号墳（山口市）の事例が挙げられる。まずは、近世の関連史料を掲示しておく。

『防長寺社由来』山口宰判長野村中興寺

一、古敷郡長野村禪宗中興寺と申庵、往古は御帳付の寺にて御座候。唯今の大家と申所え引寺仕候。右大塚地下人少々打寄、地ならしなと仕、六尺計も切ならし候節、長サ七尺・横三尺計の石の箱有之候。右の内二霊骨御座候。其時分、私共手々二取上ケ申候処ニ、御機嫌ニ不入候哉。以の外の御たくせんにて御座候。右の様子、妙鑑寺隠居当住共ニ被聞置候。右大塚の主ハ仁保津の城主にて、八百年以前運事にて相果候古塚と被仰候由、私式手々二取なやミ候段不謂と、段々御たくせん被成の由御座候。其後、早速右の

塚石など立留置申候。薬師堂の儀も、大塚え立可^レ申哉と御問合仕、建候様
二と被^レ仰由二候。只今の通、薬師堂建置申候事。

『防長風土注進案』山口宰判 長野村 陵古墓⁽²³⁾

大塚 こ、を大塚村といふ

土人云、享保十戊戌年二月廿九日、故ありて里民大塚（今の中興寺古跡庵の
地これなり）の土を平くる事凡六尺許なりしに、其下より高さ七尺許徑二尺
許の石龕を穿ち出せり。中に大人の頂骨・歯牙全く備れる骸ありけり。その
靈魂、俄に安富某（給主益田家臣にして、このわたりに住り）か母にうつり
ていへるやう「我はこれ往古当郡仁保津の城主にてありつるか、八百年前の
戦に利を失ひ、弓折れ箭尽て、むなしく郊原の枯骨となりぬ。土民、それ荒
陵となおもひ違ひて、馬牛を放ち我塚上をけかさしめ」とそのりたりける。
里民大に恐怖してあな尊とやはれこの塚上に靈龕をその傍に安んじ祭り参
らせばやと、ねもころに請けるにそ、老婆これにうなつきぬ。やかて石龕を
かの地に埋めつ、その半を露して崇め祠れりとぞ。千人塚といふも此わた
りにて千人村といへり。

『防長風土注進案』山口宰判 長野村 寺院

庵室一字（桁行／梁行）大塚にあり

本尊／別に行基菩薩の作薬師安置

本寺妙鑑寺伝に云。当堂ハ、放光山中興寺といへる伽藍の古跡なり云々。

此地、仁保津城主何某の古墳なりといへる伝説あり。古墓の条に述へし。

当庵に、深野八幡庇永年中の大概若経を蔵せり。委しくハ深野の条にいへり。

以上の史料によれば、享保十年（一七二五、ただし「享保十戊戌年」とある

が戊戌年は享保三年である）に薬師菩薩（行基作）を祀る堂を新築するため、
大塚一号墳の頂上を整地する作業で石室が曝露し、そこに葬られていた平安初
期に不運の戦死を遂げた「仁保津の城主」の霊が様々な託宣をしたという経緯
が判明する。本掘地の仁保津から直線距離で一二キロ以上も離れた長野村に遺
体が埋葬された経緯や、発掘時に遺跡の近所に住んでいた「安富某（給主益田
（注：問田益田氏のことであろう）家臣：）」の母に憑依した理由など、いろい
ろ問い質したいことはあるが、ともかくも死者本人がそのように主張する以上、
きちんと受け止めざるを得ないのが現地の住民の立場であろう。最終的に、本

人の了解も得て、古墳のうえに薬師堂を建てたという事情が述べられている。
なお、その際に確認されたところでは、石棺の中には保存状態のよい全身骨格
が現存していたという。何も言及されていないが、いくらかの遺物も発見され
たはずで、これらはすべて埋め戻されたのであろう。

このほか類似の事例として、墳丘を利用して経塚が形成されるケースも挙げ
られる。たとえば筏山古墳（岩国市、現存せず）は丘陵上の尾根に作られた方
墳と推定されるが、墳丘上に中世の経塚の痕跡が確認されている。また、五世
紀前半の前方後円墳である新宮山一号墳（山口市）の場合、丘陵上に作られた
石室の東半分を再利用する形で平安後期の経塚が増築されている。いずれの古
墳の場合も、丘陵上に存在するだけでなく、古墳の下には弥生時代の高地性集
落の痕跡が確認されるという共通点があることも興味深い。

なお最後に紹介した仏堂・経塚など仏教施設としての利用事例は、鎌倉期以
降、全国的に増加していく。類例のなかには、仏具・泥塔・仏像型土製品など
の出土も確認されており、そうした傾向の背景には当時盛んとなった舍利信
仰のなかで、古墳を堂舎に見立てる考え方があったと想定されている（石尾
二〇一六）。

第三節 大日古墳を琳聖太子の墓とする説の展開過程

大日古墳を琳聖太子の墓とする説⁽²⁴⁾は、近世の史書類に散見される。ま
ずは『防長風土注進案』に見える関連記載を整理しておこう。以下の挙げた史
料のうち、高井村に関する二ヶ所の記載によれば、編者近藤の見たと思しき『大
内系譜』という史料（現存せず）には、「琳聖太子、：廟在「府中下野右田」
という記載があったらしい。

『防長風土注進案』三田尻宰判 高井村 総記

当村は往古、下小野庄右田村之内二而候。大内系譜「琳聖太子御廟、下野右
田里に在り」ト云々。西目山之麓、塚穴之内に石櫃有り。中古、山口乗福寺
に引移シ相成候由。夫故歟、当村を高位と申候由。高位之御方之御廟有村と
言意と申伝へ候。いつ比より歟、高井之字を用ひ来り候。

『防長風土注進案』三田尻宰判 高井村 古墓之事

琳聖太子廟跡塚穴之図（※図は略） 下西山麓

大内系譜曰「琳聖太子、周芳婆婆郡大内県立三皇居、六十八歳而薨。廟在_三府中下野右田」云々。又曰「十九代弘世之時、移_二山口御堀村南明山_一」〈今之乗福寺也〉。

『防長風土注進案』三田尻宰判総括 古墓五ヶ所

琳聖太子墓 高井二有り。山口ニ移跡。

『防長風土注進案』三田尻宰判（前掲）によれば、「廟」は、大内弘世の代に乗福寺に移されたらしく、その乗福寺に伝わった伝承が以下の史料に記されたものと推定される。なお、この史料で「錦面山」と称するのは、先の史料で「西目山（にしめやま）」と称しているものと同じで、いずれも大日古墳の場所を指していると考えてよい。

乗福寺蔵「琳聖太子宝剣来由」（『山口市史 史料編 大内文化』工芸の伝承 武具二）

琳聖太子：欽明天皇三年辛卯、大内の県の館舎にて薨去ましまし、沙塵の郡右田の保錦面山ノ麓に葬り奉る、：

以上の史料に描かれているストーリーによれば、琳聖太子の墓所は当初、佐波郡右田の西目山の山麓（つまり大日古墳）に置かれていたものを、一四世紀後半の大内弘世の代になって吉敷郡大内の乗福寺へと移転させられたことになる。「琳聖太子宝剣来由」は、先に挙げた本文に続いて、以下のような文章を



琳聖太子墓（乗福寺）

載せる。

「琳聖太子宝剣来由」（『山口市史 史料編 大内文化』工芸の伝承 武具二）

其後、塔頭ハ正寿院（大内中興世朝臣の英主弘世朝臣ノの菩提地なり。正寿院殿）の境内に琳聖太子の御墳を移し奉り、築山殿より参拝の所と定め給ふ、今の列侯山口家の伝に、琳聖太子の陵乗福寺の門前にありとは是なり、七堂伽藍廢して後、正寿院をもて乗福寺とし、琳聖太子・乗福寺殿（重弘朝臣・正寿院殿（弘世朝臣）及び大内家累世の祭典を守れり、その官寺たるや、依然として故の如し、

ここで述べられた「陵」とは、以下の史料に挙がる「御陵」・「墳塋」と同一の実態と推測される。

『防長寺社由来』山口宰判御堀村 乗福寺

一、当山者、大内元祖百済国聖明王第三之王子琳聖太子遺廟之地也。太子木像并九重之石塔于今有之。：

一、琳聖太子御陵 但、門外ニ有之。九重ノ石塔、廻リ惣鍊塋也。：

『防長風土注進案』山口宰判御堀村陵古墓

琳聖太子墳塋

郡庁考、今の乗福寺（もとの正寿院の地なり）の門前に琳聖太子の墳墓として九重の石塔婆あり。これをなん俗にハ子の陵といふめり。：

現在、この「陵」は、乗福寺の門前ではなく、裏山に移転している。宝篋印塔の笠部分を複数個積み重ねた形状をしているが、本来「九重」だった部品は一部欠けているようで、現状ではアンバランスな印象を受ける。現状の塔（琳聖太子供養塔）については、「宝篋印塔のくずれたのを後世に積み重ねたもの」（河野 一九五八）・「石塔類の部品を再構成したものであり、その来歴は混沌としている。『寺社由来』に「琳聖太子御陵」という記載があるが、それが現在の供養塔と同じものかどうかは不明」（佐藤二〇〇四）などという低い評価のされ方だが、もし形式上などで積極的な疑義がないのであれば、とりあえず当時のものと考えてよいのではなからうか。

問題は、「この塔は元来本寺の門前にあったのを明治八年今の地に移したの」で、移転の際には地下に埋蔵物は何もなかったという（河野 一九五八）という指摘である。この記述だけでは、廟設置の当初から何も埋められていなかった

たのか、明治八年の移転より前の段階で、すでに本来の位置からズレてしまっていたのか不明である。ただし乗福寺そのものが近世初頭に一旦廃絶し、もともと塔頭の一つに過ぎなかった正寿院が寺号を継承したという経緯をふまえれば⁽²⁵⁾、その段階で、寺域の縮小や施設の再配置が行われたはずで、そうした過程で本来の墓所の場所が失われた可能性も十分に想定されよう。

なお廟所入口の石鳥居に「文政十三（一八三〇）寅七月二日浦山仙吉云々」とある点について、この人物の先祖が、かつて大内家に隷属する芸能者集団だったとする指摘する論者がある（木村一九八〇）。本論の論旨とは関連しないが、参考までに言及しておく。

さて乗福寺に現存する大内家関連の遺物の一つとして重視されるのが、木製の「琳聖太子像」である。これについては、以下の史料に見えるように、近世の段階では本堂に安置され、本尊に近い扱いを受けていた。ただし「作者不知」（『防長寺社由来』）とあるように、名称以外の来歴の詳細は、すでに失われていたらしい。

『防長寺社由来』山口宰判 御堀村 乗福寺

一、琳聖太子木像 但、御長二尺彩色。作者不知。

『防長風土注進案』山口宰判 御堀村 乗福寺

琳聖太子木像 本堂安置御長二尺。

この琳聖太子像に関しては、近年、一部の補修部分を除き、一四世紀後半の作品と推定する見解が提起されている（古谷二〇一二）。もしそうであれば、先に見た「大内系譜曰」：又曰。十九代弘世之時、移山口御堀村南明山（今之乗福寺也）（『防長風土注進案』三田尻宰判 高井村 古墓之事）、つまり大日古墳に置かれていた廟所が、大内弘世の代に乗福寺に移転したという伝承の内容は、この作品をめぐる年代観と合致してくる点、興味深い⁽²⁶⁾。

この木像をめぐることは、先に述べたように、大日古墳にこれと極めて似た姿勢・服装の石像が安置されている。ある程度早い段階から、両者は一連の肖像として機能していた可能性が高いように思われる（作成に必要な情報の精度さからいえば、木像が先に存在して、これを模倣する形で石像が複製された可能性が高いように思われるが、この点は断言できない）。そうした意味で、佐波郡右田の大日古墳の方も、廟所の移転に伴って、魂を抜きだした廃墟のような

扱いになったのではなく、移転後も一定の意味を持った聖地として機能し続けていた可能性がある。

第四節 「右田多々良氏」と妙見信仰

ところで、大日古墳のある防府盆地西北の右田の地と琳聖太子は、そもそものような関係にあったのか。先に挙げた『防長風土注進案』三田尻宰判 高井村条 古墓之事では「大内系譜曰。琳聖太子、周芳婆婆郡大内県立皇居一、六十八歳而薨。廟在三府中下野右田云々」とあって、太子の死の直後から関連が存在したように読み取れる。一方で、同書の三田尻宰判上右田村条には「同五代茂村之時、下松妙見を婆婆郡大内県下野右田に移ス」とあって、後者によると一旦下松に根を下ろした祭祀の中心が、後になって右田に移転してきたと説明されている。このように、佐波郡右田地域と琳聖太子・妙見信仰との関わりは、その始原がハッキリしない。

多々良氏の本宗家に当たる大内家をめぐる伝承すら十分に残されていない現状で、支流の右田家をめぐる情報が皆無に等しいのはやむを得ないこととはいえ、隔靴搔痒の感は否めない。ここで興味深いのが、そもそも大日古墳と琳聖太子とを熱心に結びつけたのは、右田家ではないかという想定である（渡辺三男一九六九）。

すでに車塚古墳をめぐる検討の際、鷲津家を事例として述べたことだが、一五世紀代の大内家は、半独立状態にあった複数の同族他家を対象として、単なる政治的な権力の統合という域に止まらず、一族内部における祭祀権の一元管理をもくろんでいた可能性が高い。鷲頭家からは、文安五年（一四四八）に当主親子を殺害するのに先立ち、下松に分置されていた祭祀権を回収したと推定される。右田家に対しても、より平和的な手段を執りながら、実質的にはほぼ同様の処置を執ろうとし、その結果が琳聖太子廟所を大日古墳から乗福寺に移転させるといふ処置だったのではあるまいか。

そうした方策の端緒は、早くも一四世紀後半には確認できる。このプロセスを検討する際に注目されるのは、興隆寺鎮守にあたる氷上山妙見社のうち、上社の神霊はもともと右田の片山に祭祀されていたものと伝承される点である（金谷二〇二三）。

「氷上山秘奥記」（本文は真木二〇〇七による）

或ル小童ニ詫シテ曰ク。吾ハ太守ヲ守護スル北辰妙見ナリ。当山勝地タルニヨリテ、此所ニ影現ス。早ク社ヲ建立セヨ。今ノ在所、右田ノ山ナリ。此山ヨリ移スヘシト云云。其時、社壇ヲ建立シ、右田ヨリ当山上宮ニ移シ奉ル。佐波郡下右田法雲寺ノ脇ノ妙見、是ナリ乎。

この記載によれば、もともと下右田の片山に祀られていた妙見社を、興隆寺に移転して上社としたという経緯が確認できる。この移転が右田家の了解を得た上のものであることは、以下の史料からも確認できる。

〔応安七年（一二七四）八月十日 氷上山妙見上宮上棟神馬寄進注文〕（『山口県史料編 中世三 興隆寺文書 七九』）

氷上々宮上棟御馬注文（次第不同／応安七八十）

末武殿 黒河殿

肥前殿 右田殿

右田弥三郎殿 陶周防殿

（後略）

以上四十三疋

応安七年八月十日（申時）

内容は応安七年、大内家の氏神である氷上妙見社上宮の上棟になった際に馬を献じた人々をリストアップしたもののだが、そのなかに「右田殿」と「右田弥三郎殿」の名が見えている（和田秀作二〇一四）。いずれも、当時の右田家の



妙見上社跡地（興隆寺）

なかで主立った人物の一人だろう。

この文書から、右田妙見社の大内盆地への移転は応安七年、つまり大内弘世の統治期であることが確認できる点も興味深い。大日古墳の廟を「弘世之時、移山口御堀村南明山」（『防長風土注進案』三田尻宰判 高井村 古墓之事）という記載とも対応するからである。こうしてみると、各分家からの祭祀権の回収作業を開始したのは、おそらく大内弘世の代からで、これを受けて盛見は父の事業を理論的に組み上げていったのではなからうか。なお、ここからさらに想像を進めると、氷上山の下社には、祭祀権の接収が時期的に遅れた下松妙見社の神霊が、一五世紀前半に持ち込まれた可能性も想定しうるだろう。

さて史料の制約もあって、右田の地に妙見社が勧請された（創建された）正確な時期は判明しないが、右田家はその創建や維持に無関係であつたはずはない。そもそも多々良氏の支族のうちでも、右田家は先祖の墳墓の地²⁷に近い地域を守る一族として重要な役割を担っていた可能性がある。そうした勢力が、早い段階で先祖の墳墓に相当する舞台装置を用意した可能性は十分に想定されるのではないか。最終的には本宗家に取り上げられてしまったとはいえ、一族全体としては、その機能を有効活用できたと評価すべきだろう。

ところで、神霊を移転させられてしまった後の右田妙見社は、どうなったのだろうか。常識的には廃社になったようにも考えられるのだが、実際には先述したように細々と機能を維持し続けていたようである。おそらく分霊を配祀するような処置を執つたのであろう。

〔永正四年（一五〇七）二月二六日 如親・如信連署奉書〕（『防府市史 史料Ⅰ』 右田妙見社文書一）

（花押）

依「申請」菅大夫被^レ補訖。仍執達如^レ件。

永正四年二月廿六日 如親（花押）

如信（花押）

菅太夫殿

この史料は、右田家の奉行人（如親・如信）が、右田家の意向を受けて妙見社神職の補任をしたものである（田中倫子二〇〇四）。この当時、右田家は十輪寺（氏寺）を右田片山に置き（田中二〇〇四・和田秀作二〇一四）、周辺

の大日古墳や右田妙見社と合わせて地域の宗教的な中心と位置づけていたと考えられる。おそらく当時の右田妙見社は、神職の補任に当たって正式な補任状を作成する程度の格式は維持していたのである。

しかし近世に入ると、こうした公的な支援は途絶え、地域住民に支えられるレベルまで落ちぶれたらしい。その頃状況が、以下の史料に見える。このほか、片山よりも北方の山寄村にも妙見社があったが、おそらく分社だろう。

『年不詳 防州寺社堂庵御根帳』（『防府市史 史料Ⅱ』宗教六）

下右田村

（中略）

一、〈片山二有之〉妙見社

〈社人〉渡辺五十槻抱

（朱書）「天御中主社と改号、未ノ二月」

明治以降になると独自の経営は困難となり、熊野神社（上右田）の摂社となり、最終的に明治四二年（一九〇九）に同社境内へ遷座し、実質的に廃社となった（御蘭生 一九六〇・渡辺三男 一九六九）。なお十輪寺を継承した法雲寺も、明治二年には廃寺となっている。こうして右田家によつてはじまった妙見信仰の伝統は、二〇世紀初頭頃に途絶えてしまった。

第五節 興隆寺・乗福寺の宝剣

さて大内家が進めた祭祀の統合の過程で重要な役割を担ったものの一つに、琳聖太子関連のアイテム類がある。当然ながら、そのようなものが多々良氏の渡来当初から歴世伝わってきたはずもなく、この頃になって「発見」された体裁を取っている。大内家が宝剣・笛などの一連のアイテムを出現させたのは「祖先神話を可視化」するためとされる（伊藤 二〇一一）。以下、この可視化に至るプロセスを、もう少し深掘りしてみよう。

具体的に採り上げるのは、宝剣をめぐる諸情報である。これについては、乗福寺の関連文書に寺宝として言及があり、また興隆寺に関連文書と宝剣本体（と称する遺物）が現存するという、やや錯綜した状況が存在する。両者がどのような関係にあるのかも含め、検討していきたい。

まずこの宝剣の由来に関する情報であるが、以下の史料が参考になる。

『琳聖太子宝剣来由』（乗福寺蔵（山口市史 史料編 大内文化）工芸の伝承 武具一）

一、乗福寺の霊宝。太子の御剣と申は、今より二百年前、右田の里民不思議の霊夢を蒙りて、太子冢前の壤を掘こと一丈余、赫々たる精光あり、黄金装の宝剣を出せり。其傍に遊び居ける童部、忽ちに踊り狂ひて言らく「我は琳聖太子の神霊なり。今出し宝剣は、我在世の精魂を舍せし辟邪の靈器なるぞ。早く我が廟ノ乗福寺に献ぜよ。有も我威力を仰ぎ、霊剣の徳を尊崇せば、佳運日々に升り進むべし」と宝剣を指し、御墳の外をめぐる事三たび、地に倒れ伏しけるが、やがて其本性にぞ復りける。さてこそ乗福寺の霊宝とはなりけれ。宝剣の製、石上布留の社の神宝師霊と相同じ。

これによれば、大日古墳の墳丘前を一丈（三m）ほど掘ったところから、「黄金装」で「石上布留の社の神宝師霊と相同じ」構造の宝剣が出土したという由来が確認できる。埋葬施設（石室や羨道）の外から剣が出土するというのは意外な状況だが、ともかくも検討を進めていこう。

「神宝師霊」はいわゆる布都御魂（石上神宮）のことで、「師」・「布都」は刀剣の神とされる。現状では非公開なので詳細な形状は不明だが、関連史料のなかでは「布都御魂横刀」と呼称されており、横刀（直刀の一種）と考えられる。またこれの外装が、「黄金装」というのは材質を言っているのか、色調を言っているのか不明だが、本当であればかなり保存状態のよいものだったことになる（ただし、『防長風土注進案』の説明にあるような土中から出土した場合、このような事はあり得まい）。いずれにせよ、乗福寺の「宝剣」は、現物が同寺に現存しないので、これ以上のことは判明しない。

ただし、こうした出土物をめぐる伝承からすると、一四世紀代の大内家の統治期に、佐波郡南部の古墳を対象として発掘に類した行為が行われた可能性も想定されるかもしれない。その手法は、もちろん現在の我々が考えるような精度の高いものではないが、当時は古墳が築造されてから、まだ数百年程度しか経っていない時期である。現在と比べてかなりよい状態の遺物が確保できた可能性は否定できず⁽²⁸⁾、そのようにして得た情報をもとに各種の伝承を充実させていったとも考えられよう。

つぎに、興隆寺の「宝剣」（現存）について。まずは、関連する古文書を見ておく。以下の注文は、天文五（十六年あたり（大内義隆の代）にこの剣の外装

部品が作成された際、金具の作成を担当した職人と大内家の担当者との間でやりとりされた文書と考えられる（古谷 一九二一・近藤清石編『防長人物誌』）
『天文五年（一五三六）閏六月九日 御剣金具誘注文』（『山口市史 史料編 中世』興隆寺文書 四七九）

御剣御誘注文

- 一、御さや錦藤巻
- 一、かふと、石つき、つは持は、き、つは、せつは四枚、さや口、御目ぬきからひし、いづれも銀なり。
- 一、打さめ、白めつき
- 以上

右金具所「誘申」如件。

天文五年閏六月九日 中西七郎左衛門

盛直（花押）

（後略）

この太子の宝剣に関しては、興隆寺の近世史料にもたびたび言及がある。それによれば詳細なデータが確認でき、これらの資料で言及する「剣」が現存する興隆寺の寺宝と同一のものと判断できる⁽²⁹⁾。

『防長風土注進案』山口宰判 御堀村 興隆寺

今世所伝の宝物：

- 一、琳聖太子剣一口／縮図／漆鍔／目抜
- 柄長五寸四分許
- 鞘長一尺八寸許

柄銀色の金の打出

縁頭鍔小口鎧共に銀色唐草毛彫

鞘は黄に薄墨を帯たる繪に包て、その上に藤のこときもの巻てあり。

郡庁考。古事記の歌に都豆良佐波麻岐とあることきもの歟。

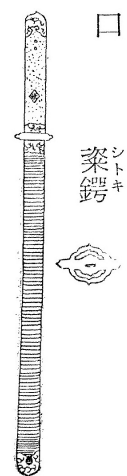
身一尺七寸二分、裏に樋あり。唐草のこときものをほり、金色の象眼なり。

以上の説明からも分かる通り、形状は、反りのない諸刃の直剣で、柄は鮫皮

⁽³⁰⁾、鞘は植物繊維を螺旋状に巻き付ける形状である。目貫（柄）に大内菱が飾られているうえ、保存状態も良好であり、少なくとも古墳から出土したその

一琳聖太子剣一口

縮図



漆鍔
シトキ

琳聖太子剣
（『防長風土注進案』御堀村）

ものではない。ただし湾曲のない形状からは平安前期の蔵手刀の登場以前のスタイルと推定され、鞘の全体に施された蔓状の植物繊維を螺旋状に巻き付けた処理⁽³¹⁾は奈良期以前の古風な作風を伝えた作品と考えてよからう。単なる想像で、ここまで古墳時代の刀の様式を再現できる可能性は低く、実際の出土品を参考に作成されたレプリカではあるまいか。

最後に、乗福寺の「宝剣」と興隆寺の「宝剣」の関係について。厳密には結論が出ない問題だが、（１）乗福寺・興隆寺にはそれぞれ異なる剣が存在していた可能性と、（２）近世初期まで乗福寺に伝来していたものが、同寺の荒廃のなかで興隆寺の所蔵に帰したという可能性が想定しうる。『防長風土注進案』・『防長寺社由来』などの

段階で、乗福寺にはそれに相当しそうな寺宝が記録されておらず、おそらくとも近世後期までに失われていたことは間違いない。

断片的な情報から、両者の関係性を検討しても、明確な結論は出ない。ただ



琳聖太子剣（山口市歴史民俗資料館 寄託）

し乗福寺の剣の外装が「黄金装」とある点に注目すると、興隆寺の剣（現存）の鞘を錦で包んだ上から藤を巻く構造は、少なくとも材質から見れば黄金装ではない⁽³²⁾。また近世の興隆寺の史料のなかで、現存する興隆寺蔵の宝剑と異なる宝剑に関する情報が確認できることは看過すべきでない。

『防長風土注進案』山口宰判御堀村興隆寺

自「百済国」大子隨身重宝（取要注之）：

一、利劍一腰 一尺余、実ニ唐草ヲ彫テ金ヲ入ル、于今サヒス。：

ここに挙がる「利劍」の寸法は、柄長五寸四分許・鞘長一尺八寸許・身一尺七寸二分とされる興隆寺所蔵の剣とは、明らかに別物である。この情報は、「要を取り之を注す」とあることや、揭示した範囲以外で「郡庁考、氷上山大内比の旧記に「自百済国大子隨身重宝：利劍一腰、一尺余、実ニ唐草ヲ彫テ金ヲ入ル、今ニサヒス」とあり」という言及があることをふまえると、「大内比の旧記」からの取意文的な引用と推定できる。おそらくは、これが乗福寺に伝来した方の宝剑（興隆寺に現存する剣よりも短めの寸法）のことなのではあるまいか。つまり関連史料を見る限り、それぞれの寺に異なる宝剑が伝来していた可能性が高い。

第六節 大日古墳からの出土物

ところで、これまで述べてきた「剣」にまつわる伝承とは別に、大日古墳をめぐっては出土物をめぐる断片的な情報がいくつか伝わっている。まず近世前期の事例として、好古で知られた右田毛利氏の三代目当主である毛利就信（一六二五―一七〇三）が発掘を行い、一定の成果を挙げたらしいことが伝わる。調査報告書の類は残されていないが、「右田の邑主毛利就信の時之を発掘す、内に瓶子一、徳利一、鉄物の如きものありしと云ふ」（御園生 一九七四）と言及されている。その成果について、「これが始めての発掘とすると余りに出土品が粗末である。多分それ以前にすでに紛失したのではあるまいか」（脇 一九五四）という指摘は、もつともである。

『防長風土注進案』付載の図では、石棺の内部の状況まで描いており、近世後期の時点で既に石棺は空になっていたことも確認できるので、中世のうちに石室は開口し、石棺内部も含めてめばしい副葬品はほぼ皆無の状態になっていた

た可能性が高い。「琳聖太子宝剑来由」乗福寺蔵（『山口市史 史料編 大内文化』工芸の伝承 武具一）によれば、乗福寺所蔵の剣は「今より二百年前、右田の里民不思議の霊夢を蒙りて、太子冢前の壤を掘こと一丈余、赫々たる精光あり、黄金装の宝剑を出せり」という経緯で発見されたものとされる。現存しない遺物を対象に論じるのは限界があるし、ここでも「二百年前」というのが正確にいつ頃の事件かは確定できないが、大内家による統治期の後半にこのような出来事があり、それを契機として石室・石棺の開封まで行われた可能性もあるう。

さて、以上の剣をめぐる事例以外にも、もう一つこの古墳からの出土物に関する情報が伝わっている。御家人大田覃^{ふかし}が、文化二年（一八〇五）に長崎から江戸に戻る間に綴った紀行文のなかに、以下のような記述が見える。

大田南畝「小春紀行巻上」（『大田南畝全集九』岩波書店、一九八七年）

今宵は宮市の駅（本陣）中村善右衛門が許にやどれり。あるじに城山の事をとひしに、くはしく物語して、けふわたれる佐波川の辺に琳聖太子の塚といふあり。近頃これをあばきしものありしが、朱の多く出けるを、もとのごとく埋しなどいへり。

この情報は、次に挙げる情報と同一の事件を記録したものと推定してよい。

『防長風土注進案』山口宰判御堀村（天保十三年（一八四二）から編纂）

琳聖太子墳塋

郡庁考、今の乗福寺（もとの正寿院の地なり）の門前に琳聖太子の墳墓とて九重の石塔婆あり。これをなん俗にハ子の陵といふめり。大内殿の時、その始祖を尊ひて山陵に準へしにもあらん。佐波郡右田の西山にやまのかたちをなせる古墳ありて、うちに大なる石棺あり。近きころ迄ハ朱出たりと聞り。それを土人ハ琳聖の墳塋といふ。いまたその事実を詳にせず。

この二つの史料を前提とすれば、おそらく一八世紀末に盗掘がなされ、その際に朱壺の類が発見されたという経緯が推定できることになる。古墳から「朱壺」（辰砂・ベンガラなどの赤色顔料が入った土器）が出土することは、稀にある。こうした現象を整理した成果によると、中央政権から地方豪族への朱の分配は五世紀後半には終り、六世紀以降は現地勢力の独自の活動の結果として蓄積された考えられる（市毛 一九九八）。七世紀代の大日古墳から出土した朱は、被

葬者を中心とする勢力が主体的に集積したものと評価されることになる。

こうした現象を考える際に興味深いのが、周防国内の神社と「朱」の関係性である。「天平十年（七三八）周防国正税帳」によれば、神社の改築に際して周防国衙から「赤土」が支給された事例が確認でき、そこからは「赤彩された社殿」の存在が推定されるのである（三宅二〇〇一・平石二〇一五・加瀬二〇一八）。白木の神社建築が一般的だった古代において、明らかに変わったあり方である。

具体的な使用方法としては、この種の彩色を積極的に進めていた寺院建築の場合が参考になる。基本的には、以下の史料に見えるように、漆と混ぜて塗料にしていたようである。

「膠式拾斤（小）（：用「赤土塗料」）（「天平勝宝五年写書所解」（『大日本古文書』編年一三—三七）

「檢皮茸殿六字（中塗了／表塗赤土未了）」（「天平宝字六年正月十五日造石山寺所公文案帳」同編年一五—三五）

「赤土伍斗：用「仏堂宇南方七間架塗料」」（「天平宝字六年閏十二月造石山院所用度帳」同編年一六—二三）

この「赤土」が実際に支給対象とされた神社に関しては、正税帳の関連記載が断簡部分に見えることもあって確定しがたいとはいえ、玉祖神社に対して改造神社料の正税負担分として支出された可能性も想定されている（井上辰雄一九六七）。もし、そうであるとすれば、朱へのこだわりという点で大日古墳と玉祖神社の祭祀主体の関係性が推定できることになる。

のちの周防国一宮の神主家である玉祖氏については、発掘による分析成果などが十分上がっておらず実態の解明が不十分な状況で、勢力の中心地域の想定などが行われるに過ぎないが（寺村一九八〇・杉原二〇〇二）、文献史学の研究成果によれば、河内国に所在する同名の玉祖神社（式内社）との関係性が注目されている（竹本二〇〇五・渡辺滋二〇二二B）。玉祖神社（大阪府八尾市）の周辺には、複数の終末期古墳がある。いずれも保存状態が悪く断定はできないが、あるいはこのなかに、大日古墳と類似の形態を持つ古墳が存在したかもしれない。

大日古墳を築造した勢力は、この古墳を瀬戸内海の海上交通路を行き来する

人びとに誇示する目的で、海沿いの小高い丘の裾部に設置したと考えられる（倉田二〇二二）。その被葬者が玉祖氏の一族であったとすれば、同族の居住する大阪湾方面への航行は何回か体験した可能性が高く、その重要性も十分に理解していたに違いない。

第三章 後世における古墳の利用のされ方

第一節 墓としての利用

本章では、第一―二章で扱ってきた古墳の二次利用をめぐって、本論で採り上げられなかった先行研究の関連成果をまとめて紹介しておきたい。直接言及できなかった事例についても、後世における古墳の位置づけられ方を理解する際には、参考になろう。

一九六〇年代、後世における古墳の二次利用に注目する研究者が現れてきた。初期の研究では、事例の収集・パターンの分析が中心に進められたが（石部一九六一・間壁一九八二・向坂一九八五など）、その成果を本稿の問題意識に沿って再整理すれば、（１）古墳を埋葬場所として再利用する事例と、（２）別の目的に転用する事例に区分できる。さらに前者の事例は、（１A）関係者による再利用と、（１B）無関係な勢力による再利用に区分できる。このうち（１A）のパターンは、奈良時代頃まで各地で確認できる。ただし、この事例の多くは、実際にその古墳を作った勢力の子孫が追葬しているケースと推定されている。一方、（１B）の事例は、一定の空白期間を経て利用されるパターンで、平安期～室町前期にかけて畿内近国を中心とする各地で確認されており、多くは古墳を作った勢力と無関係な主体による利用と考えられる。

たとえば河内国の事例では、四世紀に築造された全長一二〇mの前方後円墳である松岳山古墳（大阪府柏原市）について、後世この地域を本拠地とするようになった船氏（渡来系氏族）が利用した事例がある。古墳の作られた河内松岳山を、船氏の「万代之霊基」「永劫之宝地」と主張する墓誌（戊辰年（六六八）十二月 船王後墓誌）からも分かる様に、このエリアを自分たちの先祖の墓所と主張しているのである（東野一九七八）。しかし船氏は、『日本書紀』欽明十四年（五五三）七月甲子条に渡来・賜姓記事に掲載されており³³、その日本列島における本格的な活動が松岳山古墳の築造された四世紀代まで遡る可能

性は想定しづらい⁽³⁴⁾。河内東部に影響力を広げる目的から、過去の代表的な古墳を先祖の墓と主張することで、地域支配力を強化しようとした可能性が指摘されている(間壁一九八二)。

また大和国西部の平群郡から生駒山を越えた河内国東部にかけての地域を検討した成果によれば、一三世紀中頃～一四世紀末にかけてこの種の現象が目立つようになり、既存の支配者の痕跡や施設を破壊して、そこに新たなものを築くことによって新しい支配体制を確立しようとする意識のもとに、古墳の石室が再利用されたと推定されている(土井一九九二)。大和国西部の宇陀郡(能峠古墳群)でも同様の現象が報告され、その背景に関しても、新興勢力が現地での権威を確保する目的から、旧来の有力勢力の古墳を再利用した可能性が指摘されている(渡辺邦雄二〇〇〇・同二〇一八)。

こうした古墳石室の再利用現象は、畿内近国の事例に止まらない。たとえば備中国の場合、賀陽郡内で板井砂奥古墳・江崎古墳・こうもり塚古墳・千引二号墳・カムロ一五号墳など、多数の再利用例が確認されている。こうした傾向は、同郡に国府が置かれていたこととの関係が想定されており、平安中・後期に唐突な再利用が生じることも含め、本来の古墳築造主体とは系譜的に繋がらない新興勢力による再利用と推定されている(武田一九九一・石尾一九九九)。こうした傾向からは、伝統的な吉備氏の一族が国府周辺の地域で勢力を失いつつある状況を読み取るべきかもしれない。

阿波国名西郡の場合、ひびき岩一六号墳(六世紀後半)で、平安後期から鎌倉期にかけて、数次にわたる火葬墓としての再利用が確認されている。この事例の場合、国府は名東郡に所在するが、古墳は国府を東側に見下ろす立地で、距離的にも一キロ程度しか離れていない。国府を意識した再利用と考えられ、新興の在庁官人層クラスの有力者が権力の正統性を示すために再利用している可能性が高い(石尾一九九九)。

このほか、東山道でも同様の事例が確認されている。たとえば信濃国では東部の佐久郡・諏訪郡に関連事例が集中し、国府が所在したと推定される隣の小県郡には少数の事例しか確認されていない。時期的に、再利用が盛行するのは九世紀～一世紀であり、石室の再利用者は、近親者を古墳時代以来の伝統的葬地である古墳に埋葬することで、自らの出自や土地所有の正当性などを示そ

うとした可能性が推定されている(宮村二〇一七)。

このような古墳の再利用現象の発生背景については、同時多発的な現象なのか、いずれかの地域で発生した現象が拡散したものなのか考える必要がある。この点については、興味深い見解が提示されている。先の信濃国の事例の検討からは「(再利用に当たって)信濃では、平安時代に石室内に土砂を入れ、床面を造成する行為がある程度普遍的に行われて」いるというのである。先に紹介した大和国宇陀郡の事例でも、類似の現象が確認されていることや、各地域における時期的な前後関係も踏まえ、この種の古墳の再利用という風習は、畿内から持ち込まれた可能性が想定できるという見通しが示されている(宮村二〇一七)。

実は、畿内における古墳の再利用に関する先行研究においても、この種の現象は注目されている。たとえば大宝寺山二号墳(京都市右京区)では、一六cmの差で二層の床が存在し、上の床は再利用を目的として平安前期を遡上らない時期に造成されたものと考えられている(石部一九六二)。また三里古墳(奈良県平群町)では床面から三〇cm程堆積した土砂の上に中世墓が検出されている。上二号墳(奈良県平群町)でも二次的な埋土の存在が確認されている。巨勢山古墳群第三二二号墳(奈良県御所市)でも、羨道部床面より四五cm上に二次堆積した層が再利用面となっている(土井一九九二)。このほか能峠一号墳(奈良県宇陀市)では、本来の床面から三〇cmほど整地を行ったうえで再利用が行われている(渡辺邦雄二〇一八)。このように、石室再利用に際しての作法に共通性が確認される以上、こうした方式自体が畿内から入ってきたと想定する見解の蓋然性は高い⁽³⁵⁾。

そもそも、外来の勢力が新たな支配領域を経営する際、現地に墓所を設定する意義はどこにあるのだろうか。こうした現象を考える際に興味深いのが、平安期の荘園領主が現地に下向して、墓所を設定している事例である。「寛平二年(八九〇)八月五日藻原荘施入帳」(『朝野群載』卷一七)によれば、藻原荘(上総国埴生郡)の領主だった藤原春繼は「若有不諱、葬此庄中」、つまり「自分の死亡時には、荘園の領域内に埋葬しろ」という遺命を残した。ただし、後世になって「令三牛羊、踐我墳墓」ことを恐れて、荘園そのものは興福寺領として保全しようとした際に作られたのが、先の施入帳である。

この事例に関しては、荘園内に自分の墳墓を作るように遺言した春継の執念に注目する見解や（戸田一九七五）、律令国家の山川薮沢をめぐる政策のなかで、私有制限が緩かった墓という地目を利用して荘園領有を進めようとした可能性を指摘する見解（加藤一九九五）もある。ただし本稿の問題意識からすると、春継の決断によって藻原荘が子孫にとつて「墳墓の地」と位置づけることが可能となったことが注目される。こうしたあり方が同時期の留住貴族の存在形態を考えるうえで貴重な実例であるとの指摘（野口一九九六）は重視されよう。

「父祖代々の墳墓の地」（『太平記』巻十鎌倉兵火事付長崎父子武勇事）という表現からも分かるように、地方武士団にとつて「墳墓の地」は重要な要素の一つであった。墳墓は、集団内部の紐帯を維持するために機能するだけでなく、本稿で見えてきたように勢力圏の中心に配置することで地域支配の要としての機能を発揮する装置でもあった。そうした観点からすれば、さきの春継の決断は、自身の墓が荘園内に存在することで、子孫が地域支配を進めるに当たってプラス効果が生じる可能性を期待してのものと考えるべきだろう。藻原荘の場合、おそらく周辺に大きな古墳が存在しないこともあって、旧来の古墳の再利用は行われなかったであろう。

以上、平安期に畿内で発生した「古墳の再利用」という最新の政治技術が、地方社会へも時差を生じつつ伝播していった現象を確認してきた。現実には、友好的に擬制的な血族関係を構築したうえで行われた再利用もあったろうし、非友好的に乗っ取った場合もあっただろうが（田中二〇二〇）、残念ながら考古学的な分析のみから、そうした具体的なありかたまでは確認できない。

現実にとどのような事情があったにせよ、以上のような現象は、平安期以降においても古墳が地域社会のなかで一定の役割を認められ続けていたことを背景とすること自体は間違いない（桜井二〇一一）。民俗学の分野における研究成果によれば、古墳のなかには、中・近世においても祭祀の対象とされていたものが存在しており、そうした事例においては祭祀に関わることを自体が、地域権力を行使する立場としての正当性を示す効果を生じていたという（橋本二〇〇二）。ここでいう「祭祀」が、古墳時代から連綿と続くものだったとは断定できないが、中・近世においてすら、古墳を管理する主体であることが、

一定の意味を持っていたことを物語っている。

古墳の再利用という現象について全国各地の事例を見てきたが、本稿で主題となる周防国の場合はどうであろうか。結論からいえば、類例とおぼしきものは少ない。本稿でこれまで紹介してきた事例を除くと、一四世紀前半頃に玄室が埋葬施設として再利用された水金古墳（柳井市余田、六世紀後半の円墳）の事例や（松島一九九二）、玄門（石室入口、羨道と石室の境）並びにその付近の埋土中、石室床面より約三〇cm浮いた状態で、中世初期の土師器碗が伏せた状態で検出された雄島古墳（山口秋穂二島字小嶋、古墳時代後期）（磯部二〇〇五）、くらいしか思い浮かばない。中国地方では、兵庫県・岡山県で多数の事例が検出されている一方、それ以外の地域ではほとんど類例が報告されていない現状も踏まえれば、車塚古墳（防府市）における古墳の再利用という現象は、その名称もあわせて、中世後期になって畿内から直接導入されている可能性を想定すべきではなかろうか。

この点を考える際、注目されるのは、この時期の大内盛見が在京のままで、一連の施策を進めさせていることである。応永十六年（一四〇九）から十六年間に及ぶ在京期間に、盛見が精力的に京文化の吸収を心がけていたことは、先行研究でも指摘されているが（米原一九五六）、そうした成果の一つとして、「車塚」という畿内周辺でよく用いられる呼称や、古墳の再利用という政治技法が持ち込まれたのではなかろうか。

ちなみに大和国の場合、この種の現象が終焉するのは一四世紀後葉とされる（土井一九九二）ので、大内家が工事を始めた応永二十一年（一四一四）という時期には、この手法はかなり古びたものとなっていた可能性が高い。とはいえ、異国から来た王子に関わる伝承も加えて流布させようとした計画は、古い袋に新しい酒を盛ったとも評価できよう。あるいはこれまで紹介してきた他の事例においても、古墳の再利用に際しては、類似的伝承を流布させていた可能性は否定できず、そうであれば大内家の事例は附随する情報戦略に関する史料まで断片的ながら伝存する点で、古墳再利用の実態を今日に伝える興味深い事例ということになる。

第二節 墓としてではない二次利用（城・陣地・石材・溜め池）

本節では、古墳の二次利用をめぐる近年の研究成果のうち、石室や墳丘を墓として利用する訳ではない事例を見ていきたい。まず確認しておきたいのは、再利用（転用）可能な要素である。そうした観点から古墳の構成要素を分けてみると、大きく墳丘・堀・石材（葺石・石室）と区分できる。周防国では事例が検出できなかったが、後述するように、地域によっては堀を有効活用する場合もあるし、墳丘や石材をめぐっても周防国の場合とは異なる利用法が色々と確認される。

たとえば山口県内では今のところ確認されていないが⁽³⁶⁾、畿内近国では古墳を防御施設（城・砦・陣地）として利用する事例が存在する。その種の目的で利用可能な墳丘（あるいは、それに附随する堀）を持つ大型の古墳が存在するためであろう。実際、大規模な墳丘を持つ前方後円墳の場合、それだけで城の主郭（本丸・二の丸）を構成することも可能だった（中村一九八一）。

たとえば全長三五〇mの前方後円墳である継体天皇陵（大阪府高槻市）は、その典型例である。古墳の通称「今城塚」⁽³⁷⁾も、ここが戦国期に砦として利用された前歴を念頭に置いた地名で、南側に曲輪の空間があり、北側から攻めて来ると巨大な土塁が防御施設として機能するように設計されていた（中井二〇一四）。実際、発掘調査では火縄銃の弾丸も発見されている（森田二〇〇三・宮崎二〇〇四）。

雪野山古墳（滋賀県東近江市）の場合、雪野山の頂上にある全長七〇mの前方後円墳が、山城の主郭として転用されている。堀切・堅堀・土橋・土塁だけでなく、後円部の南東部の裾には石積みも伴うかなり本格的な城郭となっている（中井二〇一四）。

もちろん、同様の事例は畿内近国に限られる訳でない。西日本では、たとえば全長三五〇mの前方後円墳である造山古墳（岡山県岡山市）が、羽柴秀吉による毛利攻めの際、毛利方の砦として利用されている（西田二〇二〇）。東日本でも、日本最大級の円墳（径一〇五m）である丸墓山古墳（埼玉県行田市）が、豊臣秀吉の小田原攻めの際、石田三成によって陣地として利用された（高橋二〇〇五）。

このように、古墳が城郭の一部として再利用される事例も少なくなかったこ

とを、どのように考えるべきか。先行研究のなかには、「古墳に城を建設することの忌避感はあるほど強くなかった」（千田二〇〇九）とする論者もある。しかし、それぞれの古墳をめぐる、当時どのような由来が伝承されていたのかは千差万別であって、一律に忌避感が強くなかったと想定するのは乱暴である。たとえば古墳を城郭化する主体のなかには、地元には伝わっていた由緒をあまり気に掛けない外来勢力が少なくなかったという想定もある（村田一九九五）。

こうした現象を考える際、参考になるのが、高屋城（大阪府羽曳野市）の築城（一五世紀後半）をめぐる検討成果である。同城は室町幕府の管領畠山氏の拠点（河内国守護所）で、主郭として安閑天皇陵を取り込む形で築城されている。先行研究で注目されているのは、畠山氏が主郭部分＝天皇陵を畏れて日常は利用しなかったとされる点と、その一方で、天皇陵をめぐる迷信を楯にとつて城の防御力を高めようとしていた点である（中村一九八一・中田一九九四・中井二〇二〇）。

このような研究成果を踏まえる限り、築城時点で伝承・由来が失われていた古墳と、そうでない古墳とでは明確に区別すべきことが分かる。後者については、中世後期の段階でも、十分な畏怖の対象となっていたのである（石尾二〇一六）。近世の随筆における古墳のとらえられ方を分析した成果からも、古墳に対して何か不適切な行為をなした人物が祟りを蒙るという認識は確認されており（大江二〇二一）、より遡った中世においては、なおのこと、それなりの心理的な恐怖は感じられていたと考えるべきだろう。応永十六年（一四〇九）から十六年間に渡って在京する間、大内盛見はこうした社会的あり方を各所で観察していたはずである。そこから生まれたアイディアの一つが、異国の王族の墓所整備による大内家の権威確立という手法だったのではあるまいか。

ところで、築城に際して古墳を利用する事例は、墳丘の防御拠点化以外にも知られている。とくに、石垣を組むことが一般化した中世末期～近世初期の築城に際して、古墳が石材の転用元として重宝されたことについては、いくつかの検討成果が存在する。ただし墳丘の葺石の類を転用した事例は見た目では判断が付かないので、関連研究における検討は石棺の転用事例が中心となっている。

たとえば姫路城（兵庫県姫路市）の場合、多数の石棺部材の石垣への転用事例が確認されている。その供給元としては、姫路近郊の広範囲にわたる古墳を想定する見解もあるが（増田 一九七三）、そもそも城の立地する姫山・鷺山に大規模な古墳群があり、それを破壊する過程で多数の石材が転用されたという見解も提起されている（中濱 二〇二三）。たしかに、当地は律令制下における播磨国府のお膝元であり、それなりに有力な勢力が本拠地としていた可能性は高い。周辺地域から、それに相当する古墳群が発見されていないことも含め、姫山周辺に大古墳群が存在した可能性は高い。

姫路城を拡張した歴代の城主は、羽柴秀吉・池田輝政などいずれも尾張出身の武將で、各種の伝承を受け継いでいた可能性の高い地元民とは異なり、当地の古墳を破壊するに際して、それほど大きな心理的抵抗感はなかったかもしれない。実際、この時期の人びとにとって、不用と見なされた石塔・石碑などを転用することへの忌避感、それほど強くなかったという指摘もある（狭川 二〇一六）。

また築城する大名にとってみれば、大規模な事業に際して、手元に大量の石があれば、どのような由緒を持つ石であっても、遠方から運搬する際の各種の負担を考えれば、目をつむって利用してしまいたくなるだろう（大久保 二〇一九）。しかしそうした行為を命じられた地元民からすれば、先祖の墓を破壊する行為に荷担させられた点で精神的な暴力を受けたに等しく、そうした水面下における反発が、たとえば姫路城の天守最上階に祀られる地主神長壁（刑部）大明神（埴岡 一九九九）による歴代の城主に対する非好意的な対応として表面化した可能性が十分に想定される。

なお通常の場合、古墳から持ち出された石材は神聖なものと思われていたようである。たとえば中世の板碑（死者供養のために建てる石碑）のなかには、古墳の石材を転用して、古墳の周辺に建てられたものが少なくない。こうした事例は、単に効率化のために石材を転用したのではなく、神聖な古材を積極的利用した可能性が想定されている（磯野 二〇一〇・同 二〇二三）。こうした事例を踏まえても、外来の勢力が旧来の墓所（古墳群）を破壊して、築城の材料に転用するような行為は、少なくとも中世の地元民にとって、好ましいものと見なされなかった可能性が高い。

最後に、堀の利用に関しても、簡単に触れておきたい。畿内では大規模古墳が多かったこともあり、もともとは空堀だった古墳の周濠を、灌漑用水の溜め池に転用する事例が、早い時期から少なくなかった。近世に入ると、関連史料のなかでの言及が増えることもあり、その実態は様々な事例から検討されている。たとえば、前述した今城塚古墳（継体天皇陵）の場合も、近世には周囲の堀が灌漑用の溜め池として利用され、水利相論なども生じている（屋久 二〇〇四・森田 二〇一一）。柳本古墳群（奈良県天理市）の行燈山古墳では、恒常的な水不足に悩んでいた柳本藩が、元治元年（一八六四）の陵墓修補の作業を利用して、周濠を当初よりも広く作り直し、周辺農民の要望をかなえる処置を取っている（秋山 一九六三・石田 二〇二四）。文久年間（一八六一～一八六四）の修陵以降、周濠からの農業用水の引水が届け出制になってからも、広い範囲で旧来と同じ引水は続けられており、そもそも地元民たちが積極的に陵墓整備（とくに周濠の浚渫など）に協力した背景には、そうすることで溜め池としての価値が高まることを意識していたからである可能性もある（外池 一九八九・同 一九九〇）。

このほか大仙陵古墳のように、観光資源として地元を潤していた古墳も存在するなど（深谷 二〇一四）、現在よりも古墳と地元民の距離はかなり近かった。こうした状況に変化が生じるのは、明治以降の近代天皇制の整備の過程と考えられる（茂木 一九九〇）。

防府平野の諸古墳に関しては、規模の小ささもあって、これらのような地域社会との共生体制が築かれていたかは疑問だが、防府天満宮や三田尻の御舟倉の石垣などに古墳の葺石が転用されたりすることくらいはあったかもしれない。

おわりに

現在、古墳を対象とした研究としては、大まかに分けて（１）古墳そのものが築造された古墳時代における特徴を分析する考古学の分野における研究、（２）古墳の後世における利用の諸相を分析するＡ…考古学・Ｂ…民俗学・Ｃ…日本史学の分野における研究が存在する。このうち本稿で検討対象とする車塚古墳・大日古墳をめぐるのは、（１）に加えて、（２）Ｃなどの分野で直接の研

研究成果が公表されている。また(2) A・Bなどの分野でも、間接的に利用すべき成果が多く蓄積されてきた。

一方で、これら多分野にわたる成果は個別に蓄積されるに止まり、同じ考古学の分野における成果であるはずの(1)と(2) Aの間ですら、十分な成果共有が成されないまま過ごされる現状がある。たとえば今回取り扱った成果の場合、従来の(2) Cの分野における分析では、周防国の多々良氏(大内家)が単発で行った奇妙な行為という位置づけに止まっていた。しかし中世後期の防府平野で発生したこの一現象が、(2) A・Bにおける成果を踏まえると、実は平安・室町期にかけて全国各地で生じている類似現象の一環と位置づけられることが判明する。このように関連他分野の研究成果を視野に入れることで、それぞれの現象の社会的背景を始め、それに伴って発生した政治的効果を始めとする歴史的位置づけに関する分析は大きく変わってくる。

これまで、わたしは山口県の地域史のテーマをめぐって、限定された地域・期間の枠内のみから論じられる事例が目立つように感じてきた。本稿をまとめる過程でも、関連研究を進めるに当たって、より広い視野から分析する姿勢が求められることを改めて感じざるを得なかったことは、最後に書き添えておきたい。

【注】

1) 防府平野では、桑山塔ノ尾(六世紀前)・天神山(六世紀後)・鋳物師大師塚(七世紀前)など、今日までに主要な古墳の多くが消滅しており、残念ながら古墳時代における実態の復原は困難な状況にある。

2) 複数の石室を併存させる古墳に関しては、そのパターン分けも含め、清家二〇一〇・同二〇一八などを参照。

3) 関連研究の概要については、渡辺滋二〇二二B・同二〇二三Aを参照。なお、後世の多々良氏(大内家)が主張するように、もしこの古墳が同氏の先祖を葬ったものとするれば、『播磨国風土記』飾磨郡条にみえる「田又利」氏の本拠地周辺に展開する石積山古墳群(姫路市花田町小川)との類似性が判明する可能性もある。「田又利」を「田々利」と読むべきことは、武田一九五六の『万葉集』一五六九番歌への註釈を参照。この田又利

氏(播磨)が多々良(周防)と同族であることは、田中史生二〇〇二・古市二〇一五・同二〇一六などが指摘する。同氏と石積山古墳群との関係は、岩田一九五四を参照。

4) 貴人の墓Ⅱ車塚という認識が広まった近世以降、一旦、天皇陵の可能性があると見なされた古墳は、その可能性が否定された場合でも、「車塚」と称し続けるという現象が生じる。たとえば現在、物集女車塚(向日市物集女町)と称される古墳は、もともと単なる「丸キ塚山」と見なされていたものが、陵墓調査事業の途中段階で、淳和天皇陵の可能性を想定された瞬間が発生して以降、その可能性が否定された後まで「車塚」と称し続ける。この事例に関しては、玉城一九八八・山二〇〇二などを参照。

5) 須磨一九五六。関連史料のなかには「車墳」という表記も混在するが、観智院本『類聚名義抄』・図書寮本『類聚名義抄』ともに、「墳」字に「ツカ」という訓を掲載しているのも、いずれの表記でも「クルマツカ」という訓自体は共通していたと考えてよい。

6) 日本社会で牛車利用が九世紀頃を境に一般化し始めること(加藤一九九三・古谷二〇一九)を念頭に置けば、この伝説は、早くても古代後期、おそらくは中世になってから生み出された可能性が高い。なお短距離の輸送手段としての「車」は、古代の地方社会でもある程度用いられていたようで、関連分野の研究者による「討論」(高橋ほか二〇〇四)において、物資の輸送に関する諸規定、古代道からの轍の検出事例や、地名の問題などから類推されている。

7) 車塚古墳(防府市)に関して言及する中世史料としては、康成元年(一三八九)における足利義満の西国下向を記録した『鹿苑院西国下向記』もあるが、この史料は森二〇〇三・伊藤二〇〇八などの指摘するように同時代性が低く、実際の成立時期は一世紀程度降る可能性が高い。

8) 平井二〇二二は「外表施設として、標高八・四m付近で北への傾斜と粘質土の堆積が確認できたことで、周濠の存在が想定できる。周濠の埋没は、足鍋の出土から一三世紀後葉以降と考える」と述べている。

9) ただし「古墳が…多々良宮と呼ばれるようになる」(平瀬二〇一四)という理解は事実誤認である。「車塚の社頭をハ多々良の宮と号す」(『鹿苑院西

国下向記」とあるように、車塚古墳の周辺域を利用して多々良宮という新たな施設を作ったにすぎず、古墳は宮の一部に組み込まれたと考えるべきだろう。

10) 「琳聖太子来朝記」(『山口市史 史料編 大内文化』伝記・物語一)で、琳聖太子の来日と関連させて、「凡見太平記、臣下北面之侍、佐波所^三着地^一、故謂^二佐波氏^一」と述べるもの、あるいは古代の段階から佐波氏は多々良氏の下風に立つ氏族だったという(実際とは逆の)構図を強調したかったからかもしれない。

11) 古墳をめぐる伝承が、新たな内容に書き換えられた場合、その内容に沿って古墳そのものの形・規模などが改変される事例すらあることは、角南二〇一八Bの指摘を参照。そうした意味で、大内家による応永年間の施策は、一定の効果を発揮したといえる。

12) 和田秀作二〇一三は、本来、一族の氏神である妙見神を奉斎していたのは彼らであり、一族の惣領であった可能性すらあると指摘する。

13) このほか、周防国各地に残る琳聖太子伝承に関しては、斉藤智恵二〇〇六が網羅的に整理するが、どれも少なくはない。

14) ただし藤本一九八二は、武王の曾祖父に当たる聖明王の子とする。

15) 足利義満の西国下向(康応元年(一三八九))という同一の出来事を記録した『鹿苑院殿嚴島詣記』と『鹿苑院西国下向記』のうち、後者のみに「琳聖太子」に関する記載が見えることも、そうした活動の成果と推定される。両者の内で下向記に文飾が多いことは、小早川一九九五・同二〇〇二の指摘を参照。下向記が一世紀程度後の作品である可能性に関する指摘があることも、注7で前述した通りである。

16) なお後述する諸説とは異なり、松本二〇二二のように、この古墳を六世紀代の前方後円墳とする見解もある。

17) 中司一九九三・桑原一九九六・平井二〇一九。地域史の研究者以外でも、広瀬二〇一九)は「大日古墳の畿内型横穴式石室の唐突な出現は、この地域の伝統的な横穴式石室の系譜のなかでは、いわば「浮いた」状態をしめす。：列島における最後段階の前方後円墳である大日古墳の存在は、畿内からの首長の移住の可能性もふくめて、中央政権の政治的介入を強く示唆する事象

といえそうだ」と、以上のような想定に依拠した理解を示すが、大日古墳が地域において「浮いた」存在なのかどうかに関しては、もう少し実証的な検討が求められよう。このほか加藤謙吉二〇一八は、大日古墳の被葬者を都農国造から派遣された現地管理人と想定するが、論理の飛躍が目立つのでここで詳細に検討はしない。

18) なお朝田墳墓群(弥生・古墳時代の墓を中心とした墳墓群)で、Ⅲ区を中心に中世墓が計六六例も検出されている事例は、同一の墓所がほぼ間断なく利用され続ける現象として、大日古墳などの事例とは区別して考えるべきだろう。

19) 石棺の上に石の彫刻が安置されている。『右田村史』は、これを「石仏」と表現するが、外国の俗人をイメージしたものと考えるべきだろう。

20) 『防長風土注進案』山口宰判 御堀村にみえる「行者堂(石室/方二尺)大久保山にあり」が、これにあたるか。大久保山の正確な範囲は不明だが、御堀に「大久保」という地字が残っている(『山口市史 史料編 民俗・金石文』)。

21) 『防長風土注進案』上関宰判・中村一九八〇・桑原一九九七・岩本二〇二三。この種の利用現象は大型古墳ほど発生しやすいという田中二〇二〇の指摘も踏まえると、典型的な事例と位置づけられることになる。

22) 『防長風土注進案』下関宰判 佐賀村 神祠「白鳥大明神」によれば、天正十九年(一五九一)に社殿を再築した際の願主は河内山左馬介秀種とされる。河内山という名字を名乗る人物は、杉氏・陶氏などの被管に何人か見られ、近世には大島郡・熊毛郡を中心に居住していたようである。大内期には、おそらくこの家の主人に当たる人物が奉斎していた神社なのであろう。

23) 近藤芳樹らが天保十三年(一八四二)から編纂を開始した『防長風土注進案』における古墳を指し示す用語について、一律の明確な定義は存在しないが、全般に「古墓」という概念があり、そのなかに古墳(いわゆる古墳時代の墳墓)・墳塋や塚・塚穴(開口した石室)・古墓(五輪塔など)・陵や塚(目立った土盛り)などの用語がある程度区別されながら用いられている。「古墳」から「石棺」・「剣」・「枯骨」・「朱」など(吉敷郡 桜畠村：殿山古墳)、あるいは「大塚」から「石龜」から「頂骨歯牙全く備われる骸」など(吉敷郡 長野村：大塚一号墳)が出土したという記事も少なくない。

24) このほか、柴山古墳(防府市)をめぐる琳聖太子の墓とする伝承があるという指摘もあるが(二宮 一九七二)、史料の根拠が挙げられておらず、確認できない。

25) 正寿院は、毛利輝元の代に廃絶した乗福寺を継承した院家である(「乗福寺覚書」『山口市史料編近世二』乗福寺文書二)。継承の経緯については、河野 一九五八も参照。

26) 伊藤 二〇一一は、琳聖太子伝承が大内盛見(弘世の子)代にはじめて創造されたとする前提に基づき、この木像は元々別の木像として作成されたものを、あとになって琳聖太子像に転用した可能性も想定するが、すべての現象を盛見一代に収斂させる必要はなからう。

27) 古代の多々良郷の正確な範囲は不明だが、佐波郡の中郡だったことは間違いない。この点に関しては、渡辺滋 二〇二三Bを参照。各分家の名字を見る限り、右田家の勢力範囲がその候補地に最も近い場所を占めている。

28) たとえば、嘉禎元年(一二三五)に天武・持統合葬陵が盗掘された際、それを見聞した僧侶が記録した「阿不畿乃山陵記」(田中教忠 一九〇六)によれば、遺物の状況はかなりよい印象を受ける。

29) 現存する宝剣の写真は、『山口市史料編大内文化』(山口市、二〇一〇年)の口絵三二にも掲載されている。

30) 柄に鮫(実は東南アジアに生息するエイの一種)の皮を用いる技法は、正倉院宝物に含まれる古剣に類例がある(関根 一九八九・西川 二〇一九)。また二〇一六年に、六世紀前半の島内地下式横穴墓群一三九号墓(宮崎県えびの市)から、柄の部分が鮫皮巻の大刀が出土している。

31) この時期の鞘巻き技法として、蔓巻きをはじめ、樹皮巻き、装飾的な組紐巻き、帯紐巻きといったさまざまな仕様が確認されていることは、沢田 二〇一五を参照。

32) なお「琳聖太子之剣」(小笠原長鑑ほか編『防長古器考』マツノ書店、一九九二年、安永三年(一七七四)編)は、鞘について「鞘ヲ織物ニテ包メリ。錦織ノ類也。赤地ナルニヤ。今ニ至テ薄紅ノヤウニ見フルナリ。幅一分許。平藤ニテコレヲマク」と表現している。

33) 船氏の性格に関しては、井上光貞 一九四三・関 一九五六・山尾

一九八三・請田 一九八八などを参照。

34) この古墳の被葬者については、山本 一九八六が検討する。

35) こうした傾向を踏まえると、「玄室の床面には大量の土砂が流入し、側壁石材も埋もれていると想定され、詳細な石室構造は明らかでない」(平井 二〇二〇)という状況をめぐっては、この種の埋土の一部が再利用の段階で意図的に形成されている可能性も視野に入れて、慎重に検討する必要がある。

36) この種の観点から発掘成果が蓄積されれば、今後、類例が検出されるかもしれない。現時点で気になっているのは、標高三六mの急峻な丘の上に立地する熊毛郡平生町の神花山(じんがやま)古墳(五世紀前半の前方後円墳)である。名称は「陣」の転訛かもしれず、周辺から中世の遺構が検出されれば興味深い。

37) もともと「イマシロ」でなく「イマキ」と呼ばれていたことについては、森田 一九九七を参照。

【参考文献】

- 阿部邦男『山陵志』にみる考古学的用語の使用（『蒲生君平の「山陵志」撰述の意義—「前方後円」墳の名付け親の山陵研究の実態—』皇学館大学出版部、二〇一三年）
- 秋山政孝『崇神天皇御陵改修工事関係の資料』（奈良県立橿原考古学研究所編『大和天神山古墳』同研究所ほか、一九六三年）
- 池田正男『車塚考証』（兵庫県立考古博物館研究紀要『三、二〇一〇年』）
- 石尾和仁『古墳再利用の歴史的意義』（塚口義信博士古稀記念会編『日本古代学論叢』和泉書院、二〇一六年）
- 石尾和仁『中世社会と「古墳」』（『中世集落景観と生活文化』（和泉書院、二〇一〇年、初出一九九九年）
- 石田大輔『崇神天皇陵（行燈山古墳）の修陵事業』（『山辺の古墳文化 大和古墳群と柳本古墳群』天理市教育委員会、二〇二四年）
- 石橋宏『畿内系家形石棺の成立と石棺秩序の変容』（『古墳時代石棺秩序の復元の研究』六一書房、二〇一三年）
- 石橋宏『竜山石製長持形石棺の石棺秩序』（『古墳時代石棺秩序の復元的研究』六一書房、二〇一三年）
- 石部正志『歴史時代における古墳の再利用』（『同志社考古』一、一九六一年）
- 市毛勲『辰砂の貢納と分配』（『朱の考古学』雄山閣出版、一九九八年）
- 磯部貴文『雄島古墳第一次調査』（『山口市埋蔵文化財年報』四、山口市教育委員会、二〇〇五年）
- 磯野治司『古墳の石棺材を転用した板碑』（『月刊考古学ジャーナル』六〇二、二〇一〇年）
- 磯野治司『古墳石材と板碑への転用』（『地図中心』六〇七、二〇一三年）
- 伊藤幸司『中世西国諸氏の系譜認識』（九州史学研究会編『境界のアイデンティティ』上『岩田書院、二〇〇八年』）
- 伊藤幸司『大内氏の祖先神話と朝鮮』（大内氏歴史文化研究会編『大内氏の世界をさぐる』勉誠出版、二〇一九年、初出二〇一二年）
- 井上光貞『王仁の後裔民族と其の仏教』（『井上光貞著作集 二』岩波書店、一九八六年、初出一九四三年）
- 井上孝夫『郷土の研究とナシヨナリズム—厚狭の寝太郎伝説などをめぐって—』（『金属伝説で日本を読む』東信堂、二〇一八年、初出二〇〇六年）
- 井上辰雄『周防国正税帳をめぐる諸問題』（『正税帳の研究』塙書房、一九六七年）
- 岩田黙然『山岳と古址』（『花田史誌』花田村、一九五四年）
- 岩本崇ほか『山口県白鳥古墳と阿多田古墳の副葬品』（『器物の「伝世・長期保有」「復古再生」の実証的研究と倭における王権の形成・維持』島根大学法文学部、二〇二三年）
- 上田正昭『お塚の信仰』（『古代史再発見』東京創元社、二〇〇二年、初出一九七一年）
- 請田正幸『フヒト集団の一考察—カハチの史の始祖伝承を中心に—』（直木孝次郎先生古稀記念会編『古代史論集上』塙書房、一九八八年）
- 宇治市教育委員会編『五ヶ庄三子塚古墳発掘調査報告』（同委員会、一九九二年）
- 梅原末治『周防国三田尻附近の石室古墳』（『考古学雑誌』一二一八、一九九二年）
- 小笠原長鑑ほか編『防長古器考』（マツノ書店、一九九二年、安永三年（一七七四）編）
- 恵谷浩子『山城地域における前方後円墳と地域の暮らし』（『遺跡学研究』一八、二〇二二年）
- 大江篤『古墳の祟り・再考—怪異学の視点から—』（『遺跡学研究』一八、二〇二二年）
- 大久保修『城の石垣に転用された石造物』（『日本の石仏』一六七、二〇一九年）
- 大場磐雄『「お塚」再考』（『祭祀遺蹟—神道考古学の基礎的研究—』角川書店、一九七〇年、初出一九六七年）
- 大林達夫『大日古墳』（『山口県史資料編 考古一』山口県、二〇〇〇年）
- 奥田尚『竜山石』（『季刊考古学』九九、二〇〇七年）
- 尾野善裕（「石神」）になった古墳の石室—中世信仰関連遺跡発掘記—（『考古学フォーラム』一四、二〇〇二年）
- 加瀬直哉『伊勢大神宮式年遷宮』（『古代の神社と神職』吉川弘文館、二〇一八年）
- 加藤謙吉『角氏の氏族的性格とその王権奉仕』（新川登亀男編『日本古代史の方法と意義』勉誠出版、二〇一八年）
- 加藤友康『「くるま」の比較史』（『荒野泰典ほか編『アジアの中の日本史Ⅵ 文化と技術』東京大学出版会、一九九三年）
- 加藤友康『上総国藻原荘について—「施入帳」の検討を中心として—』（『千葉県史研究』三、一九九五年）
- 金谷匡人『大内氏における妙見信仰の断片』（『山口県文書館研究紀要』

- 一九、一九九二年)
- 金谷匡人「大内氏と妙見信仰」(『西国一の御屋形様 大内氏がわかる本―文化交流編―』山口市交流創造部文化交流課、二〇一三年)
- 鎌田茂雄「韓国の仏教」(『朝鮮仏教史』東京大学出版会、一九八七年)
- 川下倫央「大内氏の奉書および奉者」(『九州史学』一四七、二〇〇七年)
- 喜田貞吉「俗伝琳聖太子の塚」(『喜田貞吉著作集 一三』平凡社、一九七九年、初出一九二二年)
- 喜田貞吉「防府の車塚」(『喜田貞吉著作集 一三』平凡社、一九七九年、初出一九二二年)
- 木村明志「防長の陰陽師」(仏教史学会編『仏教の歴史と文化』同朋社出版、一九八〇年)
- 倉田研治「GISプラットフォームによる歴史的景観の復元―周防国府を事例として―」(『山口県立大学国際文化学部紀要』二八、二〇二二年)
- 桑原邦彦「車塚古墳」(『山口県の古代遺跡 II』古代遺跡教材化研究会、一九九六年)
- 桑原邦彦「大日古墳」(『山口県の古代遺跡 II』古代遺跡教材化研究会、一九九六年)
- 桑原邦彦「防長古墳文化論考―文献資料による車塚・大塚両古墳の復元と主要古墳築造企画における規格と使用尺―」(『古文化談叢』一〇、一九八二年)
- 桑原邦彦「山口県平生町白鳥古墳の墳丘及び兆域復元についての一考察」(『山口県史研究』五、一九九七年)
- 河野通毅ほか「乗福寺」(山口県大内村編『大内村誌』一九五八年)
- 小早川健「鹿苑院殿嚴巖島詣記」と「鹿苑院西国下向記」(『神戸市立工業高等専門学校研究紀要』三三、一九九五年)
- 小早川健「利生譚としての『鹿苑院西国下向記』」(『神戸学院女子短期大学紀要』三五、二〇〇二年)
- 小峯和明「『野馬台詩』注釈・拾穂」(『日本文学』五四―七、二〇〇五年)
- 近藤清石編『防長人物誌』(マツノ書店、一九八四年)
- 齊藤忠「那須国造碑・侍塚古墳出土品の学術的意義」(同ほか編『那須国造碑・侍塚古墳の研究』吉川弘文館、一九八六年)
- 齊藤智恵「琳聖太子伝承の伝播に関する一考察」(『ふるさと山口』二七、二〇〇六年)
- 齊藤弘「中世墓における古墳の再利用」(『HOMINIDS』二、一九九九年)
- 狭川真一「転用石造物にみる宗教観」(『寺社と民衆』一二、二〇一六年)
- 佐藤力「まとも」(『乗福寺跡Ⅲ』山口市教育委員会、二〇〇四年)
- 桜井準也「遺跡・遺物利用のポリティクス」(『歴史に語られた遺跡・遺物』慶應義塾大学出版会、二〇一一年)
- 佐野賢治「日本星神信仰史概論―妙見・虚空蔵信仰を中心に―」(同編『星の信仰―妙見・虚空蔵―』溪水社、一九九四年)
- 沢田むつ代「古墳出土の鉄刀と鉄剣の柄巻きと鞘巻きの種類と仕様の事例」(『文化財と技術』七、二〇一五年)
- 白石太一郎「岩屋山式の横穴式石室」(『古墳と古墳時代の文化』塙書房、二〇一一年、初出一九六七年)
- 白石太一郎「岩屋山式石室の暦年代をめぐって」(『大阪府立近つ飛鳥博物館館報』二一、二〇一七年)
- 菅谷文則「全国の稲荷塚古墳」(『朱』四六、二〇〇三年)
- 杉原和恵「車塚古墳」(『山口県史資料編 考古一』山口県、二〇〇〇年)
- 杉原和恵「周防一宮玉祖神社所蔵の考古資料―皇朝十二銭と紀年銘土師器の紹介―」(『山口考古』二二、二〇〇二年)
- 須田牧子「大内氏の先祖観の形成とその意義」(『中世日朝関係と大内氏』東京大学出版会、二〇一一年、初出二〇〇二年)
- 角南聡一郎「古墳上の神仏祠―考古学と民俗学の接点―」(『待兼山考古学論集Ⅲ』大阪大学考古学研究室、二〇一八年A)
- 角南聡一郎「説話伝承と古墳、その不可分な関係―両者の関係から考える文化財保護―」(『説話・伝承学』二六、二〇一八年B)
- 須磨千穎「山城国紀伊郡の条里について」(『荘園の在地構造と経営』吉川弘文館、二〇〇五年、初出一九五六年)
- 清家章「古墳時代の親族構造の変化と女性の地位」(『古墳時代の埋葬原理と親族構造』大阪大学出版会、二〇一〇年)
- 清家章「用語と定義」(『埋葬からみた古墳時代―女性・親族・王権―』吉川弘文館、二〇一八年)
- 関敬吾ほか「車塚」(柳田国男監修『日本伝説名彙』日本放送出版協会、

- 一九五〇年）
 関晃「帰化人」（『関晃著作集三』吉川弘文館、一九九六年、初出一九五六年）
 関根真隆「正倉院刀剣史料考」（『天平美術への招待—正倉院宝物考—』吉川弘文館、一九八九年）
 千田嘉博「陵墓と城郭研究」（『歴史学研究』八五七、二〇〇九年）
 高橋一夫「埴玉古墳群の出現と変遷」（『埴玉古墳群』新泉社、二〇〇五年）
 高橋克寿「山口県下松市惣ヶ迫古墳の再検討」（『古代文化』七四—一、二〇二二年）
 高橋美久二ほか「討論」（『古代交通研究』一三、二〇〇四年）
 田口喜一「咳の神さまと車塚」（『茨城の民俗』六、一九六七年）
 武田恭彰「横穴式石室の再利用について」（『総社市埋蔵文化財発掘調査報告九 水島機械金属工業団地協同組合 西団地内遺跡群』総社市教育委員会、一九九一年）
 武田祐吉『万葉集全註釈七増訂版』（角川書店、一九五六年）
 竹本晃「古代における「玉祖」小考」（『八尾市立歴史民俗資料館 研究紀要』一六、二〇〇五年）
 田中教忠「阿不幾乃山陵記考証」（『考古界』五一六、一九〇六年）
 田中晋作「古代山口と史跡周防鋳銭司跡—問題提起にかえて—」（山口大学やまぐち学研究センター編『古代テクノポリス山口』山口大学人文学部考古学研究室、二〇二一年）
 田中裕「横穴式石室と横穴墓の再利用」（池上悟先生古稀記念会編『芙蓉峰の考古学Ⅱ』六一書店、二〇二〇年）
 田中史生「ミヤケの渡来人と地域社会—西日本を中心に—」（『日本歴史』六四六、二〇〇二年）
 田中倫子「石田家の動向」（『防府市史 通史Ⅰ 原始・古代・中世』防府市、二〇〇四年）
 谷口哲一「調査の経緯と概要」（山口県教育委員会文化課ほか編『大内氷上古墳』同会、一九八六年）
 谷口哲一「大内氷上古墳」（『山口市史 史料編 考古・古代』山口市、二〇一二年）
 玉城玲子「古文書・絵図にみる物集女車塚古墳」（向日市教育委員会編『物集女車塚古墳（本文編）』同委員会、一九八八年）
 バジル・チェンバレン／高梨健吉訳『日本事物誌一』（平凡社、一九六九年、原著一九三九年）
 寺村光晴「各地の玉作、玉祖」（『古代玉作形成史の研究』吉川弘文館、一九八〇年）
 利岡俊昭「鷲頭氏と深川庄」（『長門市史 歴史編』長門市、一九八一年）
 戸田芳実「九世紀東国荘園とその交通形態」（『中世初期社会史の研究』東京大学出版会、一九九一年、初出一九七五年）
 外池昇「村落と周濠—河内の巨大古墳—」（『幕末・明治期の陵墓』吉川弘文館、一九九七年、初出一九八九年ほか）
 外池昇「巨大古墳と「文久の修陵」」（『幕末・明治期の陵墓』吉川弘文館、一九九七年、初出一九九〇年）
 東野治之「古代の墓誌」（『日本古代金石文の研究』岩波書店、二〇〇四年、初出一九七八年）
 中井均「雪野山古墳で見つかった中世の城跡について」（『古墳時代前期の王墓—雪野山古墳から見えてくるもの—』サンライズ出版、二〇一四年）
 中井均「守護・戦国大名の居城と聖地」（『中世学研究会編『城と聖地—信仰の場の政治性—』高志書院、二〇二〇年）
 中田佳子「戦図の城・河内高屋城」（井上薫編『大阪の歴史と文化』和泉書院、一九九四年）
 中司照世「日本海中部の古墳文化」（『新版 古代の日本七』角川書店、一九九三年）
 中濱久喜「姫路城所在石棺と失われた古墳—築城と古墳の破壊—」（『播磨学紀要』二七、二〇一三年）
 中村徹也ほか「調査に至るまで」（平生町教育委員会編『白鳥古墳』同会、一九八〇年）
 中村博司「城郭として利用された摂河泉の古墳について」（『日本城郭大系 一二』新人物往来社、一九八一年）
 西川明彦「奈良時代の武器」（『正倉院宝物の構造と技法』中央公論美術出版、二〇一九年）
 西田和浩「超巨大古墳がなぜ岡山に？」（『造山古墳群』新泉社、二〇二〇年）
 二宮啓任「防長の琳聖太子伝説」（『南都仏教』二七、一九七一年）
 野口実「南家黒麻呂流藤原氏の上総留住と「兵家」化」（『政治経済史学』

三六三、一九九六年)

橋本裕之「儀礼・芸能における古墳の再利用―白鬚神社の丸祭と田楽―」(『儀礼と芸能の民族誌』岩田書院、二〇一五年、初出二〇〇二年)

埴岡真弓「姫路城刑部姫伝説の成立と展開」(『播磨学研究』五、一九九九年)

広瀬和雄「古墳時代の「国境」」(『前方後円墳とはなにか』中央公論新社、二〇一九年)

平井耕平「防府市域における首長墓の変遷とその機能について」(『花園大学考古学研究論叢』Ⅲ『花園大学考古学研究室四〇周年記念論集刊行会、二〇一九年』)

平井耕平「車塚古墳第一次調査」(『平成三〇年度防府市内遺跡発掘調査報告書』防府市教育委員会、二〇二〇年)

平井耕平「車塚古墳第二次調査」(『令和元年度防府市内遺跡発掘調査報告書』防府市教育委員会、二〇二一年)

平井耕平「車塚古墳第三次調査」(『令和二年度防府市内遺跡発掘調査報告書』防府市教育委員会、二〇二二年)

平石充「青木遺跡木簡の再検討」(『木簡研究』三七、二〇一五年)

平瀬直樹「大内氏と妙見信仰」(『大内氏の領国支配と宗教』塙書房、二〇一七年、初出二〇一四年)

弘津史文「上代遺蹟遺物調査の概要」(『周防国熊毛郡上代遺蹟遺物発見地調査報告書』山高郷土史研究会、一九二七年)

藤井崇「教弘期の分国支配」(『室町期大名権力論』同成社、二〇一三年、初出二〇〇八年)

藤本孝一「三松家系図―百済王系譜―」(『中世史料学論叢』思文閣出版、二〇〇九年、初出一九八二年)

藤本史子「兵庫県下における中世墓の一考察―古墳の再利用例を中心として―」(『大手前大学史学研究所オープン・リサーチ・センター研究報告 南所三号墳 神戸市北区道場町』同センター、二〇〇九年)

深谷幸治「近世前期村落の大仙陵古墳利用とその環境」(『中近世の地域と村落・寺社』吉川弘文館、二〇二〇年、初出二〇一四年)

古市晃「国家形成期の王宮と地域社会」(『国家形成期の王宮と地域社会―記紀・風土記の再解釈―』塙書房、二〇一九年、初出二〇一五年)

古市晃「播磨国風土記」と五・六世紀における飾磨地域の結節機能」(『ひょう

ご歴史研究室紀要』一、二〇一六年)

古瀬清秀「古墳文化の特質」(『香川県史一 通史編 原始・古代』香川県、一九八八年)

古谷紋子「九・十世紀の牛車の車種とその乗車身分」(『日本古代の身分秩序と馬・牛車』塙書房、二〇二四年、初出二〇一九年)

古谷清「隆寺伝来の楽装束に就て」(『風俗志林』一一七、一九一一年)

古谷優子「作品解説 琳聖太子像一軀」(『大内文化と北九州』北九州市立自然史・歴史博物館、二〇一二年)

前田耕次「調査の概要」(山口県教育委員会文化課ほか編『大塚古墳』同会、一九八四年)

間壁霞子「奈良時代における古墳の継続使用」(『吉備古代史の基礎的研究』学生社、一九九二年、初出一九八二年)

間壁霞子「八・九世紀の古墳再利用」(『吉備古代史の基礎的研究』学生社、一九九二年、初出一九八二年)

松岡久人「室町戦国期の周防国衛領と大内氏」(『大内氏の研究』清文堂出版、二〇一一年、初出一九八九年)

松木武彦「山陰・瀬戸内・土佐」(吉村武彦ほか編『出雲・吉備・伊予』角川書店、二〇二二年)

松島幸夫ほか「調査のまとめ」(柳井市教育委員会編『水金古墳』同会、一九九二年)

松前健「神々の誕生序説」(『古代信仰と神話文学―その民俗理論―』弘文堂、一九八八年、初出一九七九年)

真木隆行「氷上山秘奥記翻刻并解題」(『やまぐち学の構築』三、四、二〇〇七～八年)

真保昌弘「車塚」か「侍塚」か」(『侍塚古墳と那須国造碑』同成社、二〇〇八年)

三坂圭治「南北朝、室町時代の周防国府」(『周防国府の研究』積文館、一九三三年)

御園生翁甫編『右田村史』(防府市教育委員会、一九五四年)

御園生翁甫ほか「神社各説」(『防府市史(旧統)』続防府市史刊行会、一九六〇年)

御園生翁甫「佐波郡(之下)高井」(『防長地名淵鑑 増補』マツノ書店、一九七四年)

三宅和朗「古代神々の世界」(『古代の神社と祭り』吉川弘文館、二〇〇一年)

向坂銅二「古墳の再利用」(『転機』一、一九八五年)

- 森浩一「大古墳をかんがえる」（『巨大古墳の世紀』岩波書店、一九八一年）
- 森茂暁「大内氏の興隆と祖先伝承」（『山口県史研究』一一、二〇〇三年）
- 森田克行「埴廬と藍野陵」（高槻市教育委員会編『継体天皇と今城塚古墳』吉川弘文館、一九九七年）
- 森田克行「今城塚古墳の調査成果」（『日本考古学』一五、二〇〇三年）
- 森田克行「今城塚古墳の変貌」（『今城塚古墳』新泉社、二〇一一年）
- 屋久健二「今城塚断簡」（高槻市教育委員会ほか編『発掘された埴輪群と今城塚古墳』同、二〇〇四年）
- 山泰幸「古墳と陵墓」（『追憶する社会』新曜社、二〇〇九年、初出二〇〇二年）
- 山尾幸久「雄略大王期の史的位置」（『日本古代王権形成史論』岩波書店、一九八三年）
- 山崎信二「横穴式石室構造の地域別比較研究—中・四国編—」（『古代瓦と横穴式石室の研究』同成社、二〇〇三年）
- 山下克明「密教星辰供の成立と道教」（『平安時代の宗教文化と陰陽道』岩田書院、一九九六年、初出一九八八年）
- 山本昭「松岳山古墳群の被葬者集団」（『柏原市埋蔵文化財発掘調査概報一九八五年度』柏原市教育委員会、一九八六年）
- 米原正義「周防大内氏の文芸」（『戦国武士と文芸』桜楓社、一九七六年、初出一九五六年）
- 増尾伸一郎「〈天罡〉呪符の成立—日本古代における北辰・北斗信仰の受容過程—」（村山修一ほか編『陰陽道叢書四特論』名著出版、一九九三年、初出一九八四年）
- 増田重信「姫路城使用の石棺」（『播磨地方文化史研究 増田重信のあしあと』真陽社、二〇〇七年、初出一九七三年）
- 丸川義広「山城の御陵と車塚—江戸時代地誌にみる車塚の由来—」（文化財学論集刊行会編『文化財学論集』同会、一九九四年）
- 宮村誠二「平安時代の信濃における横穴式石室の再利用」（『信濃』六九—三、二〇一七年）
- 宮崎康雄「今城塚古墳の発掘成果」（高槻市教育委員会ほか編『発掘された埴輪群と今城塚古墳』同、二〇〇四年）
- 村田修三「『陵墓』と築城」（『日本史研究会ほか編『『陵墓』からみた日本史』青木書店、一九九五年）
- 茂木雅博「陵墓治定と陸水問題」（『天皇陵の研究』同成社、一九九〇年）
- 柳田国男「塚と森の話」（『定本柳田国男集 一二』筑摩書房、一九六九年、初出一九二二年）
- 柳田国男「民俗学上に於ける塚の価値」（『定本柳田国男集 一二』筑摩書房、一九六九年、初出一九一八年）
- 脇運雄「原史時代の文化」（御園生翁甫編『右田村史』防府市教育委員会、一九五四年）
- 和田秀作「大内家の惣庶関係をめぐって」（鹿毛敏夫編『大内と大友—中世西日本の二大大名—』勉誠出版、二〇一三年）
- 和田秀作「周防右田家の相伝文書について」（『山口県文書館研究紀要』四一、二〇一四年）
- 和田晴吾「竜山石と倭王権」（坂江涉監修『『播磨国風土記』の古代史』神戸新聞総合出版センター、二〇二一年）
- 渡辺邦雄「古墳再利用の動向」（『墓制にみる古代社会の変容』同成社、二〇一八年、初出二〇〇〇年）
- 渡辺邦雄「問題の所在」（『墓制にみる古代社会の変容』同成社、二〇一八年）
- 渡辺滋「古代後期の周防国と中央政界—玉祖氏を素材として—」（『山口県立大学国際文化学部紀要』二八、二〇二二年A）
- 渡辺滋「平安期における周防国の地域有力者と国衙機構—任用国司としての関わり—」（『山口県地方史研究』一二八、二〇二二年B）
- 渡辺滋「古代の佐波郡の地名と神名—付・吉敷郡の神名—」（『佐波の里』五一、二〇二三年A）
- 渡辺滋「古代の多々良氏から中世の大内氏へ—国衙在庁の中央出仕とその後—」（『山口県立大学国際文化学部紀要』二九、二〇二三年B）
- 渡辺滋「大内家築山館をめぐる諸問題—施設廃絶後のあり方を中心として—」（『山口県立大学国際文化学部紀要』三一、二〇二五年）
- 渡辺大門「宇喜多氏の評価と出自」（『宇喜多直家・秀家』ミネルヴァ書房、二〇一一年）
- 渡辺三男「琳聖太子の墳墓」（『日本のなかの朝鮮文化』二、一九六九年）

著書（和文）：渡辺 滋

題名（和文）：車塚古墳・大日古墳（山口県防府市）をめぐる諸問題—大内家による二次利用を中心として—

要旨：中世後期の大内氏は、周防国内における自己の政治的発言権を強化する目的から、車塚古墳・大日古墳などを、妙見信仰（北斗信仰）と絡める形で二次利用した。また国内各地に存在した妙見信仰の拠点を、みずからの拠点のある大内盆地の興隆寺・乗福寺などに移転させることで、一族内部における祭祀権の統一・強化を果たした。

キーワード：車塚古墳・大日古墳・大内家（大内氏）・妙見信仰・琳聖太子・興隆寺・乗福寺

著者（英文）：Watanabe Shigeru

題名（英文）：Issues surrounding the Kurumazuka Tomb and Dainichi Tomb (Hofu City, Yamaguchi Prefecture): Focusing on their secondary use by the Ouchi Family

要旨（英文）：In the late Middle Ages, the Ouchi clan made secondary use of the Kurumazuka Tomb and Dainichi Tomb in connection with Myoken faith (Hokuto faith) in order to strengthen their own political voice in Suo Province. They also unified and strengthened their ritual rights within the clan by moving the bases of Myoken faith that existed all over the country to Kouryuji Temple and Jofukuji Temple in the Ouchi Basin, where they were based.

キーワード（英文）：Kurumazuka Tomb, Dainichi Tomb, Ouchi Family, Myoken faith, Prince Rinsho, Kouryuji Temple, and Jofukuji Temple